

令和5(2023)年度

履 修 の 手 引

徳島大学大学院創成科学研究科
生物資源学専攻

目 次

趣旨・目的・指針	1
創成科学研究科生物資源学専攻のディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー	1
各コースのディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー	2
教育クラスターについて	5
履修方法等の案内	5
学生への連絡及び諸手続について	25
ハラスメントに関する注意	32

規 則 等

徳島大学大学院学則	34
徳島大学学位規則	40
徳島大学大学院創成科学研究科規則	43
徳島大学大学院創成科学研究科学位規則実施細則	46
徳島大学大学院創成科学研究科博士前期課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項	50
徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則	50
徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻履修細則	51
徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻における成績評価に疑義がある場合の申立てに関する申合せ	56
徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻学位論文審査基準	57
徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻学位授与日に関する申合せ	57
修士論文審査委員に関する申合せ	58
徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する申合せ	59
徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻における長期にわたる教育課程の履修に関する申合せ	60
徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻ティーチング・アシスタント実施要項	61
気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ	61
徳島大学休学許可の基準に関する申合せ	62

付 録

1) 教員の一覧	63
2) 講義室配置図	64

趣旨・目的・指針

趣旨

徳島大学は、産官学連携により地方創生を推進することを大学の目標としていますが、地域の生物資源を生かした地方創生を実現化するためには、生物資源学に関する高度な知識と先端的技术に加えて、内閣府の政策である超スマート社会（Society 5.0）への転換が必要とされています。すなわち ICT や AI による新たな価値の創造に貢献できる人材の育成が必要です。

目的

生物資源の持続可能な開発は、人類にとって最も重要な課題の一つであり、地域社会のみならず国際社会においても総合的な取組が必要な分野です。また、1次産業の成長産業化や6次産業化は、地域創生のための国の重要政策になっています。生物資源学専攻は、地域創生の原動力となる国際競争力の高い生物資源の開発に貢献できる人材育成を目的としています。

指針

生物資源のヘルスサイエンスへの応用・製品化等による新しいバイオ産業の創生や、新しい機能食品や食品製造システム等の開発等による新しい食品産業の創生、並びに農工連携による生物生産システムの構築や新しい育種・品種改良技術による一次産業の成長産業化等を目指す教育を進めていきます。

創成科学研究科生物資源学専攻のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

次の能力を有すると認められた者に修士の学位を授与します。

1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力

生物資源学分野の周辺領域も含めた幅広い知識と論理的的分析力を備え、総合的かつ専門的な視点から問題意識を持ち、地域社会の課題を探究し解決できる能力、並びに新たな価値を創成できる能力を有する。

2. 豊かな人格と教養及び自発的意欲

コミュニケーションを通して豊かな人間関係を築きながら高い倫理観・責任感を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立して行動できる能力を有する。

3. 国際的発信力及び社会貢献

多様な視点から生物資源に関する諸課題を分析し、解決に向けた世界水準を目指す研究の成果を発信する能力を身につけ、持続可能な地域発展のための産業創成に貢献できる能力を有する。

カリキュラム・ポリシー

生物資源学専攻では、生物資源学とその関連領域に関する幅広い知識と技術を備え、生物資源の高度利用や1次産業の成長産業化の観点から、地域に根ざしてグローバルに活躍できる人材を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施する。

1. 教育課程の編成と教育方法

学位授与の方針を実現するために、最終的に修士論文作成に係る研究指導體制に集約できるように整備した教育課程と教育方法とする。

(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力

生物資源学分野の周辺領域も含めた深い知識と技能を基にした論理的的分析能力と課題探求・問題解決

能力，さらに社会の変化に柔軟に対応できる自律的な応用力と創造力を涵養する体系的な講義科目，演習科目の編成とし，常に自身の研究の立ち位置が確認でき，それを深化させられるような高度専門職業能力に加え，生物資源学分野において新たな価値を創成できる能力を養成する教育を施す。

(2) 豊かな人格と教養及び自発的意欲

豊かな人格と教養，高い倫理観並びに自発的意欲を育て，社会の変化に柔軟に対応できるコミュニケーション能力や自律的な応用力と創造力を涵養できる講義科目や実習科目を開設する。そこでは，自身の特定の研究分野だけに捕われない教育を施す。

(3) 国際的発信力及び社会貢献

生物資源に関する諸課題を分析し，解決に向けた世界水準を目指す先進的研究並びに技術開発を推進し，自身の研究成果を国際的に発信する能力を修得させると共に，持続可能な生物資源の活用により社会に貢献できる能力を涵養する教育を施す。

2. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため，学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し，当該基準に基づき厳格な評価を行い，修士論文に係る研究成果の審査及び最終試験を適切に行う。

各コースのディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー

■応用生命科学コース

(ディプロマ・ポリシー)

応用生命科学コースでは以下の項目に挙げる能力を身につけ，設定したカリキュラムに沿って所定の単位を修得し，最終試験に合格した学生を修士の学位授与に値するものと推薦する。

1. 学識と研究能力及び高度職業能力

幅広い知識，論理的思考力，応用生命科学分野の研究や製品開発に展開する高度な専門知識を身につけ，地域社会の課題の探求とその解決に向けた計画を立案・遂行できる能力を有する。

2. 豊かな人格と教養及び自発的意欲

応用生命科学分野の専門知識，高い倫理観・責任感を身につけ，科学的な議論を展開し相互に理解し合うことができるコミュニケーション力を備え，持続可能な共生社会の形成に貢献できる能力を有する。

3. 国際的発信力及び社会貢献

生物資源学分野の諸問題を分析し，その解決のため自らの研究成果を国内外に発信する能力を身につけ，持続可能な生物資源産業の構築及び地域を発展させる産業創成に貢献できる能力を有する。

(カリキュラム・ポリシー)

1. 教育課程の編成と教育方法

学位授与の方針を実現するために，最終的に修士論文作成に係る研究指導體制に集約できるように編成した教育課程と教育方法とする。

(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力

応用生命科学分野の周辺領域も含めた深い知識と技能を基にした論理的分析能力と課題探求・問題解決能力，さらに社会の変化に柔軟に対応できる自律的な応用力と創造力を涵養する体系的な講義科目，演習科目の編成とし，常に自身の研究の立ち位置が確認でき，それを深化させられるような教育を施す。

(2) 豊かな人格と教養及び自発的意欲

豊かな人格と高い倫理観・責任感を身につけ，自発的に様々な人とコミュニケーションを図ることにより科学的な議論を行い，自立して行動できる能力を涵養できる講義科目や実習科目を開設するととも

に、生物資源の利活用に関する現状と課題を深く理解し、自身の特定の研究分野だけに捕われない教育を施す。

(3) 国際的発信力及び社会貢献

生物資源の高度利用における課題を幅広い視点から分析でき、その解決に向けて世界水準を目指す研究成果を発信及び収集する能力を備え、地域を発展させる新しい産業創成に貢献できる能力を涵養する教育を施す。

2. 学修成果の評価

学修成果の評価は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示したうえで行う。また、修士論文に係る研究成果の審査と最終試験も同様に行う。

■食料生物科学コース

(ディプロマ・ポリシー)

食料生物科学コースでは以下の項目に挙げる能力を身につけ、設定したカリキュラムに沿って所定の単位を修得し、最終試験に合格した学生を修士の学位授与に値するものと推薦する。

1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力

食料生物科学分野に関する高度な専門知識を身につけ、自らの研究の背景や問題点を体系的に理解することにより、その結果を科学的に考察できる能力、及び地域社会の課題の探求とその解決に向けた計画を立案・遂行できる能力を有する。

2. 豊かな人格と教養及び自発的意欲

幅広い教養、倫理観、国際感覚、豊かな人格、及びコミュニケーション力を有して科学的な議論を展開でき、持続可能な共生社会の形成に貢献する意欲を有する。

3. 国際的発信力及び社会貢献

食料生物科学分野の諸問題を分析し、その解決のため自らの研究成果を国内外に発信する能力、持続可能な食品産業の構築及び地域を発展させる産業創成に貢献できる能力を有する。

(カリキュラム・ポリシー)

1. 教育課程の編成と教育方法

学位授与の方針を実現するために、最終的に修士論文作成に係る研究指導體制に集約できるように編成した教育課程と教育方法とする。

(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力

食料生物科学分野の周辺領域も含めた深い知識と技能を基に、食品の安全性、機能性、嗜好性等について、論理的分析能力と課題探求・問題解決能力、さらに社会の変化に柔軟に対応できる自律的な応用力と創造力を涵養する体系的な講義科目、演習科目の編成とし、常に自身の研究の立ち位置が確認でき、それを深化させられるような教育を施す。

(2) 豊かな人格と教養及び自発的意欲

豊かな人格と高い倫理観・責任感を身につけ、自発的に様々な人とコミュニケーションを図ることにより科学的な議論を行い、自立して行動できる能力を涵養できる講義科目や実習科目を開設するとともに、食料に関する現状と課題を深く理解し、自身の特定の研究分野だけに捕われない教育を施す。

(3) 国際的発信力及び社会貢献

食品の安全性、機能性、嗜好性等における課題を幅広い視点から分析でき、その解決に向けて世界水準を目指す研究成果を発信及び収集する能力を備えるとともに、地域を発展させる新しい産業創成に貢献できる能力を涵養する教育を施す。

2. 学修成果の評価

学修成果の評価は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示したうえで行う。また、修士論文に係る研究成果の審査と最終試験も同様に行う。

■生物生産科学コース

(ディプロマ・ポリシー)

生物生産科学コースでは以下の項目に挙げる能力を身につけ、設定したカリキュラムに沿って所定の単位を修得し、最終試験に合格した学生を修士の学位授与に値するものと推薦する。

1. 学識と研究能力及び高度専門職業能力

生物生産科学分野に関する高度な専門知識を身につけ、1次産業のスマート化や6次産業化に展開する商業的基盤を深く理解し、自らの研究の背景や問題点を体系的に把握することにより、その結果を科学的に考察できる能力を有する。

2. 豊かな人格と教養及び自発的意欲

豊かな教養と高い倫理観・責任感を身につけ自立して行動できるとともに、科学的な議論を展開することができるコミュニケーション力を備え、持続可能な共生社会の形成に自発的に取り組む意欲を有する。

3. 国際的発信力及び社会貢献

生物生産科学分野の諸問題を分析し、その解決のため自らの研究成果を国内外に発信する能力を身につけ、1次産業の振興及び地域を発展させる産業創成に貢献できる能力を有する。

(カリキュラム・ポリシー)

1. 教育課程の編成と教育方法

学位授与の方針を実現するために、最終的に修士論文作成に係る研究指導体制に集約できるように整備した教育課程と教育方法とする。

(1) 学識と研究能力及び高度専門職業能力

生物生産科学分野の周辺領域も含めた深い知識と技能を基に、持続可能な1次産業の構築や6次産業化について、論理的分析能力と課題探求・問題解決能力、さらに社会の変化に柔軟に対応することのできる自律的な応用力と創造力を涵養する体系的な授業科目、演習科目を編成し、常に自身の研究の立ち位置が確認でき、それを深化させられるような教育を施す。

(2) 豊かな人格と教養及び自発的意欲

豊かな人格と高い倫理観・責任感を身につけ、自発的に様々な人とコミュニケーションを図ることにより科学的な議論を行い、自立して行動できる能力を涵養できる講義科目や実習科目を開設するとともに、生物生産に関する現状と課題を深く理解し、自身の特定の研究分野だけに捕われない教育を施す。

(3) 国際的発信力及び社会貢献

1次産業や6次産業化における課題を幅広い視点から分析でき、その解決に向けて世界水準を目指す研究成果を発信及び収集する能力を備えるとともに、地域を発展させる新しい産業創成に貢献できる能力を涵養する教育を施す。

2. 学修成果の評価

学修成果の評価は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して到達目標と成績評価基準をあらかじめ明示したうえで行う。また、修士論文に係る研究成果の審査と最終試験も同様に行う。

教育クラスターについて

創成科学研究科では、幅広い視野と高い専門性を兼ね備えた人材を養成するため、従来型の学問体系に基づく基盤教育に加え、研究に基づく分野横断型教育を行います。

分野横断型教育を推進するために、所属するコースで実施する専門教育に加えて、各コースが設定する教育クラスターのうちからいずれか最適なものを選択します。選択した教育クラスターで開設する科目群から、自身の研究にとって最適と考えられる科目を履修します。このように専門分野の枠組みに捉えられない「教育クラスター」という仕組みにより、自らの研究分野を多角的に見る能力を養います。

入学後、指導教員と相談のうえ、各コースが指定する教育クラスターから最適な教育クラスターを1つ選択し、選択した教育クラスターで開講される科目を必要な単位数履修してください。

履修方法は、履修方法等の案内を確認してください。

履修方法等の案内

(1) 履修科目の登録

- ① 履修科目登録は指定の期間内に、指導教員の指導を受けて受講科目を決定し、教務システム（WEB）により登録してください。
- ② 履修科目登録をしていない場合は、単位を修得することはできません。

(2) 修了について

大学院に2年以上在学し、以下に指定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することを要します。

なお、本専攻が指定する要件を満たした場合、期間を短縮して修了することも可能です。詳細は規則等を確認の上、生物資源産業学部学務係にお問い合わせください。

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
生物資源学専攻	16単位	16単位以上	32単位以上

(3) 履修方法について

以下により、履修してください。

科目名		単位数			備考
		必修	選択	計	
研究科共通科目	データサイエンス	2	-	4	
	グローバル教育科目群	-	1		
	イノベーション教育科目群	-	1		
専攻共通科目	生物資源学研究	4	-	4	
教育クラスター科目		-	6	6	所属コースが設定する教育クラスターの中から、一つ以上を選択。所属コース以外他コースまたは他専攻の開設科目2単位以上を含め、6単位以上を修得する。
所属基盤コース専門科目		2	8	10	コース毎に開講する
学位論文指導科目		8	-	8	コース毎に開講する
計		16	16	32	

※ 授業科目等の詳細は以下のとおり。

履修にあたっては、指導教員とよく相談してください。

教育クラスター科目と、所属基盤コース専門科目は、重複する科目があるので、履修の際は注意してください。

なお、教育クラスター科目の必要単位数を超過して修得した所属コースが開設する科目の単位は、所属基盤コース専門科目の選択科目として修了要件に含めることができます。

1) 研究科共通科目

2単位を必修とし、グローバル教育科目群、イノベーション教育科目群の各群より1単位以上修得してください。

授業科目等の名称		単位数		
		必修	選択	
データサイエンス		2		
グローバル教育科目群	国際協力論		1	
	グローバル社会文化論		1	
	グローバルコミュニケーションA		1	集中
	グローバルコミュニケーションB		1	集中
	グローバルコミュニケーションC		1	集中
イノベーション教育科目群	科学技術論A		1	
	科学技術論B		1	
	科学技術論C		1	
	科学技術論D		1	
	科学技術論E		1	
	ビジネスモデル特論		1	
	デザイン思考演習		1	
	地域企業エクスターンシップ		1	
	実践型地域インターンシップ		1	

2) 専攻共通科目

4 単位必修

授業科目等の名称	単位数	
	必修	選択
生物資源学研究	4	

3) 教育クラスター科目

教育クラスターは、産業界・社会のニーズ（重要課題）に対応した研究に基づく分野横断型教育プログラムです。

本研究科では13の教育クラスターを設定し、本専攻各コースが指定する教育クラスターは、以下に示すとおり。

教育クラスター \ コース名	応用生命科学コース	食料生物科学コース	生物生産科学コース
ア) フォトニクス		○	○
イ) 防災・危機管理		○	○
ウ) 地域開発		○	○
エ) 環境・エネルギー	◎		
オ) メディカルサイエンス	◎		
カ) ロボティクス・人間支援			○
キ) データサイエンス	○	○	
ク) 機能性材料	○		
ケ) 環境共生		○	○
コ) 農工連携	○	◎	◎
サ) 応用生物資源	◎		
シ) 食品科学		◎	
ス) 6次産業			◎

◎◎：各コースが選択可能な教育クラスター（◎は特に推奨するクラスター）

入学直後に指導教員と面談等を行い、所属コースが設定する教育クラスターの中から、選択してください。

選択した教育クラスターから6単位以上（そのうち、2単位以上は他コースまたは他専攻の開設科目）を修得してください。なお、6単位を超えて修得した科目のうち、所属コースが開設する科目の単位については、以下の4)における選択科目の単位として、修了要件に含めることができます。

また、以下の表では、各教育クラスターにおいて本専攻が履修を推奨する科目を掲載します。他専攻の科目履修を希望する場合は、他専攻の履修の手引、時間割表及びシラバス等を確認してください。

※ 教育クラスター科目一覧

ア) フォトニクス

内容 食の安全確保に関して、高品質・高安全性食品の生産を行うために、光を利用したデバイス設計・製造・評価、光を応用した計測手法や情報通信技術など光応用関連技術に繋がる基礎知識を学び、食品製造のスマート化に貢献できる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 食料生物科学コース，生物生産科学コース

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
食品加工保蔵学特論		2	食料生物
応用微生物学特論		2	食料生物
食品評価特論		2	食料生物
食安全学特論		2	食料生物
酵素化学特論		2	食料生物
植物細胞工学特論		2	生物生産
動物生殖工学特論		2	生物生産
植物保護学特論		2	生物生産
分子発生生物学特論		2	生物生産
生産システム制御工学特論		2	生物生産
植物分子生物学特論		2	生物生産
フィールド水圏生物学特論		2	生物生産
分子生態学特論		2	生物生産
フォトニックデバイス		2	理工学
光機能材料・光デバイス論 1		1	理工学
光デバイス特論		2	理工学
非破壊計測学		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

隔年(偶数年度) ↓他専攻科目
集中

イ) 防災・危機管理

内容 防災・減災関連技術など社会のリスク管理や、災害時の非常食などの食品加工技術に関する基礎知識を学び、自然災害発生時の食料供給面への影響などに備えた取組に貢献できる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 食料生物科学コース，生物生産科学コース

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
食品加工保蔵学特論		2	食料生物
応用微生物学特論		2	食料生物
食品評価特論		2	食料生物
食安全学特論		2	食料生物
酵素化学特論		2	食料生物
植物細胞工学特論		2	生物生産
動物生殖工学特論		2	生物生産
植物保護学特論		2	生物生産
分子発生生物学特論		2	生物生産
生産システム制御工学特論		2	生物生産
植物分子生物学特論		2	生物生産
フィールド水圏生物学特論		2	生物生産
分子生態学特論		2	生物生産
耐風工学特論		2	理工学
斜面減災工学特論		2	理工学
リスクコミュニケーション		2	理工学
危機管理学		2	理工学
環境・防災地質学特論		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

↓他専攻科目

ウ) 地域開発

内容 生物資源を活用した地域創生のために、徳島の地域特性を活かした社会再生のための基礎知識を学び、地域の直面する課題を認識し、地域創生を図ることができる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 食料生物科学コース, 生物生産科学コース

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
食品加工保蔵学特論		2	食料生物
応用微生物学特論		2	食料生物
食品評価特論		2	食料生物
食安全学特論		2	食料生物
酵素化学特論		2	食料生物
水産植物学特論		2	生物生産
畜産物利用学特論		2	生物生産
農業市場学特論		2	生物生産
農業経済学特論		2	生物生産
森林生物学特論		2	生物生産
フィールド水圏生物学特論		2	生物生産
森林代謝科学特論		2	生物生産
地域社会特論		2	地域創成
地域構造特論		2	地域創成
プロジェクトマネジメント		2	理工学
都市地域情報システム		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

↓他専攻科目

エ) 環境・エネルギー

内容 生物資源をエネルギー源として利用するため、持続可能なエネルギーの効率的な利用と環境保護に関する基礎知識を学び、森林資源等の有効活用により地域創生を図ることに貢献できる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 応用生命科学コース (推奨)

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
生体熱力学特論		2	応用生命
生物物理化学特論		2	応用生命
細胞情報学特論		2	応用生命
環境生物学特論		2	応用生命
生物化学工学特論		2	応用生命
創薬学特論		2	応用生命
細胞工学特論		2	応用生命
ケミカルバイオロジー特論		2	応用生命
分析・環境化学特論		2	理工学
化学反応工学特論		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

↓他専攻科目

オ) メディカルサイエンス

内容 様々な生物資源が、医療産業における新たな医薬品、医療・衛生用素材等の開発や生産のための重要なリソースとして期待されているため本教育クラスターを設定する。生物資源を医学・医療現場に展開するために、関連する理学・工学の基礎知識を学び、生物に由来する成分を医薬品、医療用素材、衛生材料等へ応用できる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 応用生命科学コース (推奨)

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
創薬学特論		2	応用生命
細胞工学特論		2	応用生命
再生医学特論		2	応用生命
先端生命科学特論		2	応用生命
微生物工学特論		2	応用生命
微生物検査学特論		2	応用生命
バイオメカニカルデザイン		2	理工学
多元画像処理		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

↓他専攻科目

隔年(奇数年度)

カ) ロボティクス・人間支援

内容 1次産業の省力化を図るために、福祉・介護ロボットや生産技術・流通・計測ロボットなどロボット関連技術につながる基礎知識を学び、農作業の省力化により人材不足を補うなどの問題解決に貢献できる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 生物生産科学コース

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
水産植物学特論		2	生物生産
畜産物利用学特論		2	生物生産
農業市場学特論		2	生物生産
農業経済学特論		2	生物生産
森林生物学特論		2	生物生産
フィールド水圏生物学特論		2	生物生産
森林代謝科学特論		2	生物生産
制御応用工学特論		2	理工学
ロボット工学特論		2	理工学
自律知能システム		2	理工学
情報ネットワーク		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

↓他専攻科目

キ) データサイエンス

内容 生物資源に関する情報を生産管理に活用するため、膨大なデータから必要な情報を分類・抽出するデータ解析手法やその関連技術の基礎知識について学び、食品のビッグデータを活用した ICT 農業サービスの構築を行い、生産管理・販売の効率化ができる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 応用生命科学コース, 食料生物科学コース

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
生体熱力学特論		2	応用生命
生物物理化学特論		2	応用生命
細胞情報学特論		2	応用生命
環境生物学特論		2	応用生命
生物化学工学特論		2	応用生命
創薬学特論		2	応用生命

細胞工学特論		2	応用生命
ケミカルバイオロジー特論		2	応用生命
資源利用学特論		2	食料生物
機能的食品学特論		2	食料生物
栄養化学特論		2	食料生物
生体機能学特論		2	食料生物
分子組織代謝学特論		2	食料生物
マルチメディア工学		2	理工学
画像応用工学		2	理工学
集積回路特論		2	理工学
デジタル通信工学特論		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

↓他専攻科目

ク) 機能的材料

内容 生物資源を機能的材料として利用するための、社会を支える素材の開発・設計・製造・加工・評価に関する基礎知識を学び、生物資源を機能的素材として活用し、新たな付加価値を創生することに貢献できる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 応用生命科学コース

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
生体熱力学特論		2	応用生命
生物物理化学特論		2	応用生命
細胞情報学特論		2	応用生命
環境生物学特論		2	応用生命
生物化学工学特論		2	応用生命
創薬学特論		2	応用生命
細胞工学特論		2	応用生命
ケミカルバイオロジー特論		2	応用生命
生産加工学		2	理工学
機械材料物性特論		2	理工学
材料工学		2	理工学
光材料科学特論		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

↓他専攻科目

ケ) 環境共生

内容 地域の自然・文化・社会環境を理解し人間と環境の調和に根ざす持続可能な共生社会の実現につながる基礎知識を学び、農産物や食品等の生産において、環境に配慮した農薬、化学肥料、食品添加物等を使用し、生物資源の持続可能な供給と活用に関与する人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 食料生物科学コース、生物生産科学コース

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
食品加工保蔵学特論		2	食料生物
応用微生物学特論		2	食料生物
食品評価特論		2	食料生物
食安全学特論		2	食料生物
酵素化学特論		2	食料生物
水産植物学特論		2	生物生産
畜産物利用学特論		2	生物生産
農業市場学特論		2	生物生産
農業経済学特論		2	生物生産
森林生物学特論		2	生物生産
フィールド水圏生物学特論		2	生物生産
森林代謝科学特論		2	生物生産

地域社会特論		2	地域創成	↓他専攻科目
地域構造特論		2	地域創成	
ミチゲーション工学		2	理工学	
環境生態学特論		2	理工学	
アプリケーション実装実習		2	理工学	

コ) 農工連携

内容 農業の効率化のため、農工連携による次世代のスマート農業に関する先進的な農業技術、食品製造技術等に関する基礎知識を学び、これまでにない技術やノウハウを生み出すことができる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 応用生命科学コース、食料生物学コース（推奨）、生物生産科学コース（推奨）

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース	
	必修	選択		
生体熱力学特論		2	応用生命	
生物物理化学特論		2	応用生命	
細胞情報学特論		2	応用生命	
環境生物学特論		2	応用生命	
生物化学工学特論		2	応用生命	
創薬学特論		2	応用生命	
細胞工学特論		2	応用生命	
ケミカルバイオロジー特論		2	応用生命	
食品加工保蔵学特論		2	食料生物	
応用微生物学特論		2	食料生物	
食品評価特論		2	食料生物	
食安全学特論		2	食料生物	
酵素化学特論		2	食料生物	
植物細胞工学特論		2	生物生産	
動物生殖工学特論		2	生物生産	
植物保護学特論		2	生物生産	
分子発生生物学特論		2	生物生産	
生産システム制御工学特論		2	生物生産	
植物分子生物学特論		2	生物生産	
フィールド水圏生物学特論		2	生物生産	
分子生態学特論		2	生物生産	
水産植物学特論		2	生物生産	
畜産物利用学特論		2	生物生産	
農業市場学特論		2	生物生産	
農業経済学特論		2	生物生産	
森林生物学特論		2	生物生産	
森林代謝科学特論		2	生物生産	
生体工学特論		2	理工学	↓他専攻科目
バイオメカニカルデザイン		2	理工学	
自律知能システム		2	理工学	
情報ネットワーク		2	理工学	
制御応用工学特論		2	理工学	
ロボット工学特論		2	理工学	
光機能材料・光デバイス論 1		1	理工学	
光デバイス特論		2	理工学	
アプリケーション実装実習		2	理工学	

集中

サ) 応用生物資源

内容 生物資源やその成分並びにそれらの変異体や誘導体を対象とし、生物工学的手法を用いて新しい機能性物質、有用微生物、高効率なバイオ医薬生産細胞等を探索・作出するための基礎知識を学び、それらを医薬品、化粧品、機能性食品や医療工学技術等の開発に応用できる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 応用生命科学コース (推奨)

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
創薬学特論		2	応用生命
細胞工学特論		2	応用生命
再生医学特論		2	応用生命
先端生命科学特論		2	応用生命
微生物工学特論		2	応用生命
微生物検査学特論		2	応用生命
植物細胞工学特論		2	生物生産
動物生殖工学特論		2	生物生産
植物保護学特論		2	生物生産
分子発生生物学特論		2	生物生産
生産システム制御工学特論		2	生物生産
植物分子生物学特論		2	生物生産
フィールド水圏生物学特論		2	生物生産
分子生態学特論		2	生物生産
生体工学特論		2	理工学
バイオメカニカルデザイン		2	理工学
多元画像処理		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

↓他専攻科目

隔年(奇数年度)

シ) 食品科学

内容 農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等に関する基礎知識を学び、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できる人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 食料生物科学コース (推奨)

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
資源利用学特論		2	食料生物
機能性食品学特論		2	食料生物
栄養化学特論		2	食料生物
生体機能学特論		2	食料生物
分子組織代謝学特論		2	食料生物
植物細胞工学特論		2	生物生産
動物生殖工学特論		2	生物生産
植物保護学特論		2	生物生産
分子発生生物学特論		2	生物生産
生産システム制御工学特論		2	生物生産
植物分子生物学特論		2	生物生産
フィールド水圏生物学特論		2	生物生産
分子生態学特論		2	生物生産
フォトニックデバイス		2	理工学
光機能材料・光デバイス論1		1	理工学
光デバイス特論		2	理工学
非破壊計測学		2	理工学
自律知能システム		2	理工学
情報ネットワーク		2	理工学
生体工学特論		2	理工学
ヒューマンセンシング		2	理工学
バイオメカニカルデザイン		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

隔年(偶数年度) ↓他専攻科目
集中

ス) 6次産業

内容 生物資源に新たな付加価値を与え、地域産物を用いた6次産業の企業化実践力につながる基礎知識を学び、1次産業を基幹産業化することによる地域の過疎化の防止や、地域活性化のための地域農水畜産物を活かした6次産業の構築を担う人材を育成する。

このクラスターを選択可能なコース 生物生産科学コース (推奨)

授業科目等の名称	単位数		開設専攻・コース
	必修	選択	
食品加工保蔵学特論		2	食料生物
応用微生物学特論		2	食料生物
食品評価特論		2	食料生物
食安全学特論		2	食料生物
酵素化学特論		2	食料生物
水産植物学特論		2	生物生産
畜産物利用学特論		2	生物生産
農業市場学特論		2	生物生産
農業経済学特論		2	生物生産
森林生物学特論		2	生物生産
フィールド水圏生物学特論		2	生物生産
森林代謝科学特論		2	生物生産
制御応用工学特論		2	理工学
ロボット工学特論		2	理工学
自律知能システム		2	理工学
情報ネットワーク		2	理工学
光機能材料・光デバイス論1		1	理工学
光デバイス特論		2	理工学
アプリケーション実装実習		2	理工学

↓他専攻科目

集中

4) 所属基盤コース専門科目

以下に示す所属コースの表に従い履修してください。

いずれのコースも2単位が必修で、選択科目から8単位以上を修得します。

なお、上記3)において、選択する教育クラスター科目と重複しないよう注意してください。(教育クラスター科目の必要単位数を超過して修得した所属コースが開設する科目の単位は、以下の所属コースの選択科目として修了要件に含めることができます。)

a) 応用生命科学コース

授業科目等の名称	単位数	
	必修	選択
創薬学特論		2
細胞工学特論		2
生物化学工学特論		2
生体熱力学特論		2
生物物理化学特論		2
先端生命科学特論		2
環境生物学特論		2
再生医学特論		2
微生物工学特論		2
ケミカルバイオロジー特論		2
細胞情報学特論		2
微生物検査学特論		2
応用生命科学特別実習	1	
応用生命科学特別講義	1	

b) 食料生物科学コース

授業科目等の名称	単位数	
	必修	選択
食安全学特論		2
酵素化学特論		2
応用微生物学特論		2
生体機能学特論		2
機能性食品学特論		2
栄養化学特論		2
食品評価特論		2
分子組織代謝学特論		2
食品加工保蔵学特論		2
資源利用学特論		2
食料生物科学特別実習	1	
食料生物科学特別講義	1	

c) 生物生産科学コース

授業科目等の名称	単位数	
	必修	選択
植物細胞工学特論		2
動物生殖工学特論		2
フィールド水圏生物学特論		2
畜産物利用学特論		2
植物保護学特論		2
森林代謝科学特論		2
分子発生生物学特論		2
生産システム制御工学特論		2
分子生態学特論		2
植物分子生物学特論		2
水産植物学特論		2
農業市場学特論		2
森林生物学特論		2
発生生物学		2
農業経済学特論		2
生物生産科学特別実習	1	
生物生産科学特別講義	1	

5) 学位論文指導科目

以下に示す所属コースの表に従い履修してください。

いずれのコースも8単位必修。

a) 応用生命科学コース

授業科目等の名称	単位数	
	必修	選択
応用生命科学特別演習	4	
応用生命科学特別研究	4	

b) 食料生物科学コース

授業科目等の名称	単位数	
	必修	選択
食料生物科学特別演習	4	
食料生物科学特別研究	4	

c) 生物生産科学コース

授業科目等の名称	単位数	
	必修	選択
生物生産科学特別演習	4	
生物生産科学特別研究	4	

(4) 成績評価基準

徳島大学大学院における、成績評価基準及び成績証明書等に記載する表示（「成績表示」という。）は次のとおりとします。なお、授業科目毎の成績評価方法、基準等はシラバスに記載します。

可否	成績表示	評価点の範囲	基準
合格	S (Outstanding)	100～90	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
	A (Excellent)	89～80	科目の到達目標を十分に達成している。
	B (Good)	79～70	科目の到達目標を達成している。
	C (Fair)	69～60	科目の到達目標を最低限達成している。
	認 (Qualified)	認定	単位認定：入学前の既修単位（修了要件を満たす単位数となるが、GPAの計算には含めない。）
不合格	D	59以下	科目の到達目標の項目の全てまたはほとんどを達成していない。

*上表の到達目標とは授業科目のシラバスに明記された到達目標を指す。

(5) 学位取得のための研究指導における要件について

学位を取得するために、研究指導を受け以下の要件を満たしてください。

- ①複数指導体制（指導教員、副指導教員、アドバイザー教員）で指導を受けること。
- ②研究活動におけるチェックリストを提出すること。
- ③「研究指導計画書・報告書実施要領」に従って、研究指導計画・報告書を作成し、指導教員・副指導教員・アドバイザー教員にコメントを記入してもらい、提出すること。
- ④e-learningを受講し、さらに主指導教員、副指導教員及びアドバイザー教員による研究指導によって研究倫理を身につけること。
- ⑤研究成果をまとめ、原則として、中間発表（コースや研究室）と学会発表を行う。研究成果報告書に中間発表と学会発表を実施したことを記載すること。
- ⑥TA業務については原則として従事し、TA業務を通して専門分野におけるティーチング技能を修得し、役割や立場に応じたコミュニケーション能力を身につけ、自身の研究活動に活かすこと。
- ⑦学位審査の申請には、所定の書類を期限までに提出すること。
- ⑧研究成果を修士論文としてまとめ、修士論文審査会において発表し、最終試験を受け合格すること。

詳細については、下記(6)(7)(8)を確認してください。

(6) 研究倫理に関するプログラムの受講

入学者は、eラーニングプログラムにより、研究倫理教育を受講しなければなりません。指導教員の指示に従い、研究倫理教育を受講してください。

(7) 研究指導計画書・報告書

入学者は、指導教員の指導のもと、研究における計画を立て、その計画に従って研究を進めてください。各期末に指導教員に実施状況等を確認してもらった後、各年次の終了時に研究指導計画書・報告書を学務係に提出してください。

様式及び作成方法等は生物資源産業学部ホームページ（URL：<https://www.bb.tokushima-u.ac.jp/graduate-student/#set2>）に掲載しています。

(8) 研究活動におけるチェックリスト

研究活動の厳格化に基づき、研究活動におけるチェックリストの作成及び提出が義務づけられています。各学期末に、各自で「研究活動におけるチェックリスト」を記載し、指導教員に確認してもらった後、所属するコースに提出してください。

様式は生物資源産業学部ホームページ（URL：<https://www.bb.tokushima-u.ac.jp/graduate-student/#set2>）に掲載しています。

(9) 長期にわたる教育課程の履修について

職業等を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者には、審査のうえ長期にわたる教育課程の履修を許可する制度があります。

希望する者は、関係規則を確認し、指導教員に相談のうえ、所定の期間内に学務係に申請してください。

(10) カリキュラムマップについて

カリキュラムマップは、教育課程の体系性を明らかにするもので、卒業に必要な履修科目やそれらの科目を学習していく順序等を示します。生物資源学専攻各コースのカリキュラムマップは、次のページから掲載します（各コースが推奨する教育クラスターのみ抜粋しています）。

大学院創成科学研究科生物資源学専攻 カリキュラムマップ

対象コース	応用生命科学コース	
学生が学修したいテーマ	生物の特徴を学び、生物資源を有効活用する知識を修得する	
選択する教育クラスター	応用生物資源クラスター	
養成する人材像	生物工学的手法を用いて、生物資源又は成分並びにそれらの化学合成誘導体を対象に、新しい機能性物質を探索し、医薬品、化粧品、機能性食品等への応用に応用できることともに、生物資源由来の生理活性物質の構造設計や機能改善に有用な工学に関する基礎知識を有する人材を育成	
活躍が期待される分野	製薬系企業、化学系企業、医用工学系企業、化粧品産業、ベンチャー起業家、公務員、商社等	
年次	1年次	2年次
学位論文指導科目 8単位 DP-1,2,3	●応用生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)	●応用生命科学特別研究④ (学位論文作成)・(学位取得)
教育クラスター科目 6単位以上 DP-1	教育クラスター科目群 推奨科目 (他コース・他専攻) 植物細胞工学特論② 生産システム制御工学特論② 動物生殖工学特論② 植物分子生物学特論② 植物保護学特論② 分子生態学特論② 分子発生物学特論② フィールド水圏生物学特論② 他専攻クラスター科目※	
所属基盤コース 専門科目 10単位以上 DP-1	他専攻・他コース科目 2単位以上 自コース科目※※	
専攻共通科目 4単位 DP-1,2,3	創薬学特論② 再生医学特論② 細胞工学特論② 微生物工学特論② 先端生命科学特論② 微生物検査学特論② 生物化学工学特論② 環境生物学特論② 生体熱力学特論② ケミカルバイオロジー特論② 生物物理化学特論② 細胞情報学特論②	●応用生命科学特別講義①
研究科共通科目 4単位 DP-2	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①	

【修了必要単位数】 32単位以上

DP:ディプロマポリシー

●印は「必修科目」

※他専攻クラスター科目は履修の手引きを参照

※※自コース教育クラスター科目を余分に履修した場合、所属基盤コース専門科目の単位となります。

対象コース	応用生命科学コース	
学生が学修したいテーマ	生物資源の活用法としてバイオエタノールを学ぶ	
選択する教育クラスター	環境・エネルギークラスター	
養成する人材像	生物工学的手法を用いて、生物資源又は成分並びにそれらの化学合成誘導体を対象に、新しい機能性物質を探索し、医薬品、化粧品、機能性食品等への応用に応用できることとともに、人類の持続的な発展に向けたエネルギーの効率的な利用と環境保護につながる基礎知識を有する人材を育成	
活躍が期待される分野	化学系企業、発酵醸造業、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、化粧品産業、医用工学系企業、ベンチャー起業家、公務員、商社等	
年次	1年次	2年次
学位論文指導科目 8単位 DP-1,2,3	●応用生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)	●応用生命科学特別研究④ (学位論文作成)・(学位取得)
教育クラスター科目 6単位以上 DP-1	教育クラスター科目群 推奨科目 (他コース・他専攻) 他専攻クラスター科目※ 生体熱力学特論② 創薬学特論② 生物物理化学特論② 細胞工学特論② 環境生物学特論② 細胞情報学特論② 生物化学工学特論② ケミカルバイオロジー特論② 先端生命科学特論② 再生医学特論② 微生物工学特論② 微生物検査学特論②	
所属基盤コース 専門科目 10単位以上 DP-1	他専攻・他コース科目 2単位以上 自コース科目※※	
専攻共通科目 4単位 DP-1,2,3	●応用生命科学特別実習① ●生物資源学研究④	●応用生命科学特別講義①
研究科共通科目 4単位 DP-2	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①	

【修了必要単位数】 32単位以上

DP ; ディプロマポリシー

●印は「必修科目」

※他専攻クラスター科目は履修の手引きを参照

※※自コース教育クラスター科目を余分に履修した場合、所属基盤コース専門科目の単位となります。

対象コース	応用生命科学コース
学生が学修したいテーマ	生物資源を医薬等に高度利用する知識を修得する
選択する教育クラスター	メディカルサイエンスクラスター
養成する人材像	生物工学的手法を用いて、生物資源又は成分並びにそれらの化学合成誘導体を対象に、新しい機能性物質を探索し、医薬品、化粧品、機能性食品等への応用に取り組めるとともに、理学・工学の知識を医学・医療現場に展開するための基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	製薬系企業、医用工学系企業、化学系企業、化粧品産業、ベンチャー起業家、公務員、商社等

年次		1年次	2年次
学位論文指導科目 8単位 DP-1,2,3		●応用生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)	●応用生命科学特別研究④ (学位論文作成)・(学位取得)
教育クラスター 科目 6単位以上 DP-1	他専攻・他コース科目 2単位以上	教育クラスター科目群 推奨科目 (他コース・他専攻) 他専攻クラスター科目※	
所属基盤コース 専門科目 10単位以上 DP-1	自コース科目※※	創薬学特論② 再生医学特論② 細胞工学特論② 微生物工学特論② 先端生命科学特論② 微生物検査学特論② 生物化学工学特論② 環境生物学特論② 生体熱力学特論② ケミカルバイオテクノロジー特論② 生物物理化学特論② 細胞情報学特論②	
専攻共通科目 4単位 DP-1,2,3		●応用生命科学特別実習① ●生物資源学研究④	●応用生命科学特別講義①
研究科共通科目 4単位 DP-2		●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①	

【修了必要単位数】 32単位以上

DP; ディプロマポリシー

●印は「必修科目」

※他専攻クラスター科目は履修の手引きを参照

※※自コース教育クラスター科目を余分に履修した場合、所属基盤コース専門科目の単位となります。

対象コース	食料生物科学コース
学生が学修したいテーマ	食品の栄養性や機能性を学び、新しい食品開発に関する知識を修得する
選択する教育クラスター	食品科学クラスター
養成する人材像	農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等を深く理解し、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できるとともに、地域創成のため、地域の生物資源の特性と有用性に関する基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	食品関連企業（生産・研究・商品開発）、フードビジネス業、食品加工業、食品流通業、ベンチャー起業家、公務員、農林水産業団体職員等

年次		1年次	2年次
学位論文指導科目 8単位 DP-1,2,3		●食料生物科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)	●食料生物科学特別研究④ (学位論文作成)・(学位取得)
教育クラスター 科目 6単位以上 DP-1	他専攻・他コース科目 2単位以上	教育クラスター科目群 推奨科目 (他コース・他専攻) 他専攻クラスター科目※	
所属基盤コース 専門科目 10単位以上 DP-1	自コース科目※※	植物細胞工学特論② 植物分子生物学特論② 動物生殖工学特論② フィールド水圏生物学特論② 植物保護学特論② 分子生態学特論② 分子発生生物学特論② 生産システム制御工学特論②	
専攻共通科目 4単位 DP-1,2,3		生体機能学特論② 栄養化学特論② 機能性食品学特論② 資源利用学概論② 分子組織代謝学特論② 食安全学特論② 食品評価特論② 酵素化学特論② 食品加工保蔵学特論② 応用微生物学特論②	●食料生物科学特別講義①
研究科共通科目 4単位 DP-2		●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①	

【修了必要単位数】 32単位以上

DP:ディプロマポリシー

●印は「必修科目」

※他専攻クラスター科目は履修の手引きを参照

※※自コース教育クラスター科目を余分に履修した場合、所属基盤コース専門科目の単位となります。

対象コース	食料生物科学コース
学生が学修したいテーマ	新しい加工食品の開発について学ぶ
選択する教育クラスター	農工連携クラスター
養成する人材像	農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等を深く理解し、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できるとともに、農業の効率化のため、次世代スマート農業に関する基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	農林畜水産業及びそれらの関連法人、食品加工機械製造業、食品加工業、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、食品流通業、ベンチャー起業家、公務員、農林水産業団体職員等

年次		1年次	2年次
学位論文指導科目 8単位 DP-1,2,3		●食料生物科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)	●食料生物科学特別研究④ (学位論文作成)・(学位取得)
教育クラスター 科目 6単位以上 DP-1	他専攻・他コース科目 2単位以上	教育クラスター 科目群 推奨科目 (他コース・他専攻) 生体熱力学特論② 分子発生生物学特論② 生物物理化学特論② 生産システム制御工学特論② 細胞情報学特論② 植物分子生物学特論② 環境生物学特論② フィールド水圏生物学特論② 生物化学工学特論② 分子生態学特論② 創薬学特論② 水産植物学特論② 細胞工学特論② 畜産物利用学特論② ケミカルバイオロジー特論② 農業市場学特論② 植物細胞工学特論② 森林生物学特論② 動物生殖学特論② 森林代謝科学特論② 植物保護学特論② 他専攻クラスター科目※	農業経済学特論②
		所属基盤コース 専門科目 10単位以上 DP-1	自コース科目※※
専攻共通科目 4単位 DP-1,2,3		●食料生物科学特別実習① ●生物資源学研究④	●食料生物科学特別講義①
研究科共通科目 4単位 DP-2		●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①	

【修了必要単位数】 32単位以上

DP:ディプロマポリシー

●印は「必修科目」

※他専攻クラスター科目は履修の手引きを参照

※※自コース教育クラスター科目を余分に履修した場合、所属基盤コース専門科目の単位となります。

対象コース	生物生産科学コース
学生が学修したいテーマ	植物工場等における次世代生物生産システムを学ぶ
選択する教育クラスター	農工連携クラスター（1）
養成する人材像	ゲノム編集技術等の最先端の育種技術を学ぶと共に、植物工場などの施設型生産システムやAIやロボットを活用する生産システムに関する科目を履修し、より生産性の高い農業、高付加価値製品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、新しい農業を通して社会貢献、地域活性化を志向するとともに、農業の効率化のため、次世代スマート農業に関する基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	農業用機械製造業、農林畜水産業及びそれらの関連法人、種苗企業、農協、生協、食品製造業、農林水産技術者、畜産技術者、ベンチャー起業家、公務員等

年次		1年次	2年次
学位論文指導科目 8単位 DP-1,2,3		●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)	●生物生産科学特別研究④ (学位論文作成)・(学位取得)
教育クラスター 科目 6単位以上 DP-1	他専攻・他コース科目 2単位以上	教育クラスター 科目群 推奨科目 (他コース・他専攻) 生体熱力学特論② 食品加工保蔵学特論② 生物物理化学特論② 応用微生物学特論② 細胞情報学特論② 食品評価特論② 環境生物学特論② 食安全学特論② 生物化学工学特論② 酵素化学特論② 創薬学特論② 細胞工学特論②	農業経済学特論②
		所属基盤コース 専門科目 10単位以上 DP-1	自コース科目※※※
専攻共通科目 4単位 DP-1,2,3		●生物生産科学特別実習① ●生物資源学研究④	●生物生産科学特別講義①
研究科共通科目 4単位 DP-2		●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①	

【修了必要単位数】 32単位以上

DP:ディプロマポリシー

●印は「必修科目」

※他専攻教育クラスター科目は履修の手引きを参照

※※農工連携クラスター（1）推奨科目

※※※自コース教育クラスター科目を余分に履修した場合、所属基盤コース専門科目の単位となります。

対象コース	生物生産科学コース
学生が学修したいテーマ	次世代の水産技術を学ぶ
選択する教育クラスター	農工連携クラスター(2)
養成する人材像	最先端の育種技術と水産資源の生物学特性を学ぶと共に、光計測技術やロボット工学に関する基礎知識を修得し、効果的な集魚や探知等が可能な高度水産技術の開発に意欲的に取り組み、社会貢献及び地域活性化を志向するとともに、次世代スマート水産業に貢献できる人材を育成
活躍が期待される分野	水産関連機械製造業、水産業及びそれらの関連法人、漁業協同組合、生協、食品製造業、水産技術者、ベンチャー起業家、公務員等

年次		1年次	2年次
学位論文指導科目 8単位 DP-1,2,3		●生物生産科学特別演習④	●生物生産科学特別研究④
		(研究題目設定) (中間発表)	(学位論文作成)・(学位取得)
教育クラスター 科目 6単位以上 DP-1	他専攻・他コース科目 2単位以上	教育クラスター科目群 推奨科目 (他コース・他専攻)	
		生体熱力学特論② 食品加工保蔵学特論② 生物物理化学特論② 応用微生物学特論② 細胞情報学特論② 食品評価特論② 環境生物学特論② 食安全学特論② 生物化学工学特論② 酵素化学特論② 創薬学特論② 細胞工学特論② ケミカルバイオロジー特論② 他専攻クラスター科目※	
所属基盤コース 専門科目 10単位以上 DP-1	自コース科目※※※	植物細胞工学特論②※※ 分子生態学特論② 動物生殖工学特論②※※ 水産植物学特論②※※ 植物保護学特論② 畜産物利用学特論② 分子発生生物学特論② 農業市場学特論②※※ 生産システム制御工学特論② 森林生物学特論② 植物分子生物学特論②※※ 森林代謝科学特論② フィールド水圏生物学特論②※※ 発生生物学②	農業経済学特論②
		●生物生産科学特別実習①	●生物生産科学特別講義①
専攻共通科目 4単位 DP-1,2,3		●生物資源学研究④	
研究科共通科目 4単位 DP-2		●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①	

【修了必要単位数】 32単位以上

DP:ディプロマポリシー

●印は「必修科目」

※他専攻教育クラスター科目は履修の手引き参照

※※農工連携クラスター(2) 推奨科目

※※※自コース教育クラスター科目を余分に履修した場合、所属基盤コース専門科目の単位となります。

対象コース	生物生産科学コース
学生が学修したいテーマ	次世代の林産加工技術を学ぶ
選択する教育クラスター	農工連携クラスター(3)
養成する人材像	最先端の育種技術と森林資源の生物学特性を学ぶと共に、林業の省力化を図るためのロボット工学に関する基礎知識を修得し、高度耐久の木材の開発等に意欲的に取り組み、社会貢献及び地域活性化を志向するとともに、次世代スマート林業に貢献できる人材を育成
活躍が期待される分野	林業関連機械製造業、林業及びそれらの関連法人、林業協同組合、生協、建設業、林産加工技術者、ベンチャー起業家、公務員等

年次		1年次	2年次
学位論文指導科目 8単位 DP-1,2,3		●生物生産科学特別演習④	●生物生産科学特別研究④
		(研究題目設定) (中間発表)	(学位論文作成)・(学位取得)
教育クラスター 科目 6単位以上 DP-1	他専攻・他コース科目 2単位以上	教育クラスター科目群 推奨科目 (他コース・他専攻)	
		生体熱力学特論② 食品加工保蔵学特論② 生物物理化学特論② 応用微生物学特論② 細胞情報学特論② 食品評価特論② 環境生物学特論② 食安全学特論② 生物化学工学特論② 酵素化学特論② 創薬学特論② 細胞工学特論② ケミカルバイオロジー特論② 他専攻クラスター科目※	
所属基盤コース 専門科目 10単位以上 DP-1	自コース科目※※※	植物細胞工学特論②※※ 分子生態学特論② 動物生殖工学特論② 水産植物学特論② 植物保護学特論②※※ 畜産物利用学特論② 分子発生生物学特論② 農業市場学特論②※※ 生産システム制御工学特論② 森林生物学特論②※※ 植物分子生物学特論②※※ 森林代謝科学特論②※※ フィールド水圏生物学特論② 発生生物学②	農業経済学特論②
		●生物生産科学特別実習①	●生物生産科学特別講義①
専攻共通科目 4単位 DP-1,2,3		●生物資源学研究④	
研究科共通科目 4単位 DP-2		●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①	

【修了必要単位数】 32単位以上

DP:ディプロマポリシー

●印は「必修科目」

※他専攻教育クラスター科目は履修の手引き参照

※※農工連携クラスター(3) 推奨科目

※※※自コース教育クラスター科目を余分に履修した場合、所属基盤コース専門科目の単位となります。

対象コース	生物生産科学コース
学生が学修したいテーマ	地域の農林畜水産物を6次産業化する方法を学ぶ
選択する教育クラスター	6次産業クラスター
養成する人材像	ゲノム編集技術等の最先端の育種技術を学ぶと共に、植物工場などの施設型生産システムやAIやロボットを活用する生産システムに関する科目を履修し、より生産性の高い農業、高付加価値製品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、新しい農業を通して社会貢献、地域活性化を志向するとともに、地域創成のため、地域の農林畜水産物を6次産業化する実践力につながる基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	6次産業関連企業、ベンチャー起業家、農林畜水産業及びそれらの関連法人、種苗企業、農協、生協、食品製造業、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、公務員等

年次		1年次	2年次
学位論文指導科目 8単位 DP-1,2,3		●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)	●生物生産科学特別研究④ (学位論文作成)・(学位取得)
教育クラスター 科目 6単位以上 DP-1	他専攻・他コース科目 2単位以上	教育クラスター科目群 推奨科目 (他コース・他専攻) 食品加工保蔵学特論② 食品評価特論② 応用微生物学特論② 酵素化学特論② 食安全学特論② 他専攻教育クラスター科目※	
	自コース科目※※	水産植物学特論② 森林生物学特論② 畜産物利用学特論② フィールド水圏生物学特論② 農業市場学特論② 森林代謝科学特論②	農業経済学特論②
所属基盤コース 専門科目 10単位以上 DP-1	自コース科目※※	植物細胞工学特論② 生産システム制御工学特論② 動物生殖工学特論② 分子生態学特論② 植物保護学特論② 植物分子生物学特論② 分子発生物学特論② 発生物学②	
専攻共通科目 4単位 DP-1,2,3		●生物生産科学特別実習① ●生物資源学研究④	●生物生産科学特別講義①
研究科共通科目 4単位 DP-2		●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①	

【修了必要単位数】 32単位以上

DP:ディプロマポリシー

●印は「必修科目」

※他専攻教育クラスター科目は履修の手引き参照

※※自コース教育クラスター科目を余分に履修した場合、所属基盤コース専門科目の単位となります。

(11) とくしま創生人材教育プログラム (COC+R プログラム)

- ・本教育プログラムは、文部科学省「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 (COC+R 事業)」に令和2年度に採択され、令和3年度入学生から開始している徳島大学独自の教育プログラムです。
- ・地域を創生する能力と素養を育成するための特別のプログラムです。
- ・徳島の地域で将来性のある企業で活躍できる職に就くため、また、行政などでまちづくりや地域の開発を担う技術者やリーダーとなるため、大学時代に地域の多様な企業や行政の仕事、OB / OG などの方々と知りあうことなど、皆さんにとって大きな力を身に付ける機会となります。徳島で働くことに興味ある人はぜひ履修してください。

履修プログラムの流れ 以下の2つの分野の履修をします。

★★ 地域学習・実習科目の履修 ★★

地域の先進的な業種で活躍するための実践力を身に付ける科目です。

1) 地域企業エクスターンシップ 研究科共通 1単位

徳島県内の主要な分野の企業・行政の経営者・OB / OG と学内での対話、半日の訪問をします。

県内で働くことに関心のある人は、まずこの科目を履修してください。

研究科共通のイノベーション教育科目 (1単位選択必修) の科目です。

2) 実践型地域インターンシップ 研究科共通 1単位

企業や地域の課題解決を実践するプロジェクト型のインターンシップです。

下記は各専攻で開設されているインターンシップ、実習科目です。

3) 地域創成プロジェクト研究 地域創成専攻 3単位

4) インターンシップ (M) 理工学専攻 2単位

5) 課題解決型インターンシップ (M) 理工学専攻 4単位

6) 心理実践実習Ⅳ, Ⅴ, Ⅵ 臨床心理学専攻 各2単位

7) 徳島の魅力・徳島で働く 前期夏期集中 (8月)

四国大学・徳島文理大学・阿南高専との共同で行う授業です。徳島県内で活躍するリーダーやOB / OG を講師に迎えて、働く経験やメリットを学びます。他大学の学生とワークショップで地域創生を考えます。

※7) は学部の教養科目です。修了要件には含まれませんが、徳島で働くことを希望している人は授業の聴講をお勧めします。内容の一部の聴講も可能です。

★★ 基礎力育成科目の履修 ★★

地域で活躍するための基礎力を身に付ける科目です。

自らの興味のあるテーマを履修してください。科目は今後追加されることがあります。

共通科目

データサイエンス 創成科学研究科共通科目 必修2単位

テーマ1 情報処理 (データサイエンス)

1) 科学技術論C 創成科学研究科共通科目 1単位

2) アプリケーション実装実習 理工学専攻 2単位

テーマ2 マネジメント (プロジェクト管理)

1) ビジネスモデル特論 創成科学研究科共通科目 1単位

2) プロジェクトマネジメント 理工学専攻 2単位

テーマ3 デザイン・コミュニケーション

- 1) デザイン思考演習 創成科学研究科共通科目 1単位
- 2) 映像デザイン特論 地域創成専攻 2単位

自分が関心のある一つ分野を選び、集中して履修することを推奨します。なお、上記科目（一部を除く）は他専攻の学生も履修できます。また、上記分野に類する科目の履修も認定されることがあります。

COC+R プログラム履修登録

徳島で将来働きたいと考えている人は、COC+R プログラムの履修登録をしてください。プログラム履修は地域学習・実習科目（上記の1）～6）いずれか1科目）を履修もしくは聴講した人が対象です。登録は1年生修了後に対象者に通知してWEBサイトで行います。

プログラム履修者には以下のような支援・特典があります。

○とくしまでのつながりイベントなどの情報提供

徳島で働く先輩などとつながりがつくれたり、地域の企業の情報が得られる多彩なイベント、セミナーなどの情報を提供します。

○専門外の資格習得支援

プログラム履修者には、就職等に有利な、自分の専門分野以外の資格取得を支援します。

○履修証明、地域クリエイター・マイレージ・ポイント（略称：地域クリエイターポイント）

下記のような就職時にポートフォリオとして示せる証明がもらえます。

1) プログラム修了者

地域学習・実習科目のうち1科目以上を履修し、地域学習・実習科目と基礎力育成科目から合計3科目以上を履修した人はプログラム履修修了者として認定します。

2) 地域クリエイター・マイレージ・ポイント（地域クリエイターポイント）の認証

プログラム履修者には、上記科目の履修時間数および COC+R 事業関連のイベント、セミナー、会社訪問等への出席を地域ポイントとして付与します。取得状況を示す書面が専用 WEB サイトから入手できます。

3) 地域クリエイター表彰

高い地域クリエイターポイントを取得した学生は徳島県知事・徳島大学長名で表彰されます。

地域ポイント取得上位者3名に表彰状と副賞を交付します。

また、一定以上のポイントを取得した者には徳島大学長名の表彰状と副賞を交付します。



上記で示されている科目以外にも履修認定され、地域クリエイターポイントにカウントされる科目があります。詳しくは、プログラムサイトに掲載します。地域クリエイター表彰を目指してください。

学生への連絡及び諸手続について

(1) 学生への通知・連絡方法

大学が学生に対して行う一切の告示・通知・連絡等は、原則として「学生用教務システム（WEB）」により伝えることとなっています。したがって1日1回は必ず確認し、自己に不利益な結果を招かないようにしてください。ただし、内容によっては、生物資源学専攻掲示板（総合研究実験棟1階）の利用も行いますので確認するようにしてください。

なお、「学生用教務システム」もしくは「学生用教務システム」の「メッセージ」転送機能を利用して、日々の連絡事項を確認するようにしてください。ただし、転送されたメッセージに対して、返信することはできません。

また、Cアカウントメールにも日々重要な連絡、情報が届きますので、必ず毎日確認してください。

日々の連絡事項確認方法

1. 「学生用教務システム」及び「Cアカウントメール」を毎日閲覧する。
2. 「学生用教務システム」の「メッセージ」転送機能及び「Cアカウントメール」転送機能を利用してスマートフォン等に転送された通知を確認する。

注1：セキュリティーシステムの影響でメールが迷惑メール等として処理される場合や着信拒否設定などによりメールが受信できない場合がありますので、注意が必要です。

また、転送先のメールアドレスを変更した場合は変更処理を行うことを忘れないようにしてください。

- 2：大学が提供するCアカウントメールは、スマートフォンやPC、WEBメールにも対応しており、設定も簡単です。「メッセージ」転送機能の転送先としてCアカウントメールを設定することをおすすめします。

マニュアルは「学生用教務システム」トップページの右側にあります。

① 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、附属図書館等の入退館カード、図書館利用証（貸出）、定期健康診断の受付、各種証明書の発行の機能があります。また、生協電子マネー Supica や生協ミールプランの機能も利用できます。大切な物なので、紛失しないよう注意してください。

本証を紛失したときは、生協電子マネー Supica 等の不正利用を防止するため、生協事務所（088-652-1073）に連絡し、生協電子マネー Supica 等の利用停止手続きを行ってください。

期間更新、氏名変更等による再交付は無料ですが、汚損又は紛失による場合は有料（1,100円）となります。上記に係る「再発行の申請」手続きは、学務部教育支援課教務情報係で行ってください。

② 各種証明書の発行

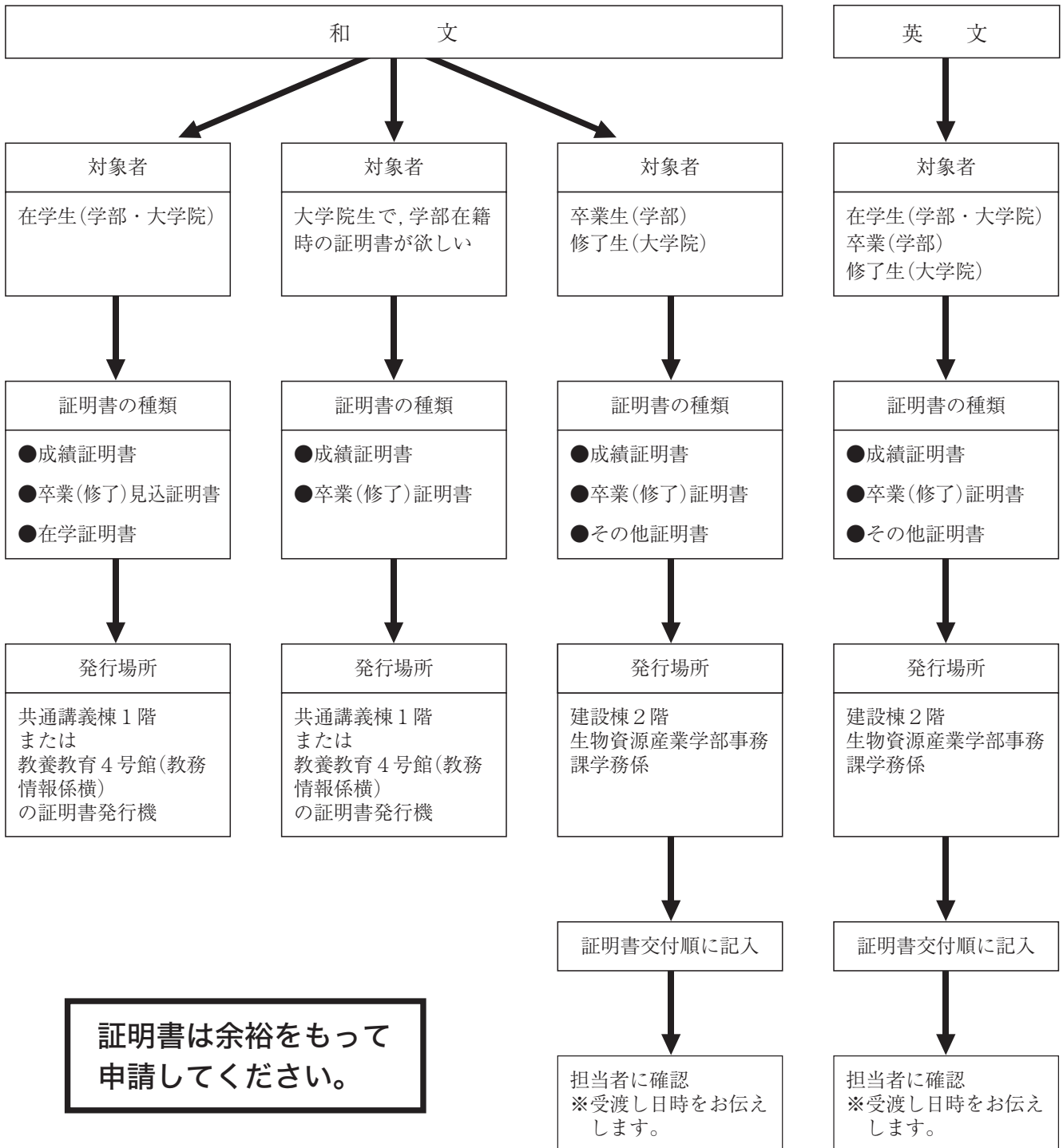
各種証明書の発行申請については、所定の「証明書交付願」により必要とする日の3日前（申請日、土、日曜日及び祝日は除く。）までに、手続きをしてください。“証明書交付願”等の必要関係書類は担当係で交付を受けてください。証明書発行については、生物資源産業学部のホームページも確認してください。

1. 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）＜担当 学務部教育支援課＞

教育支援課及び理工学部共通講義棟にある証明書自動発行機により入手できます。学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度です。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

- (a) 年間 10 枚を限度として使用できます。(ただし、就職支援の一環として、1 申請につき 5 枚を限度に追加を申請できます。)
- (b) 学割証の発行は、原則として次の目的により旅行する場合です。
- ・ 休暇等による帰省
 - ・ 正課の教育活動（実習を含む。）
 - ・ 課外活動
 - ・ 就職又は進学のための受験等
 - ・ 見学又は行事等への参加
 - ・ 傷病の治療等
 - ・ 保護者との旅行
2. 通学証明書 <担当 学務部教育支援課>
- ・ 通学定期券購入のみに発行します。
 - ・ 通学以外のアルバイト等には使用しないこと。
3. 在学証明書，成績証明書，卒業見込証明書 <担当 生物資源産業学部学務係>
- 教育支援課及び理工学部共通講義棟にある証明書自動発行機により入手できます。1 日につき，各 6 枚まで発行できます。
4. その他必要とする証明書
- その都度，担当係へ相談ください。

【創成科学研究科生物資源学専攻】 証明書申請方法



郵送をご希望の場合は, ホームページで詳細をご確認ください。

(2) 諸手続について

事務室の窓口業務時間

【平日昼間（土・日・祝日を除く）】8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

学務係（建設棟 2 階）での相談、申込み

1. 各種証明書

和 文 (日本語)	成績証明書*, 単位修得証明書	必要とする日の <u>3</u> 日前までに申請をしてください (土, 日, 祝日を除く) *証明書自動発行機にて, 発行可能な証明書です。
	卒業見込証明書*	
	修了見込証明書*	
	他大学受験許可書	
	卒業証明書*	
	修了証明書*	
	在学証明書*	
その他の証明書	必要とする日の <u>7</u> 日前までに申請をしてください。 (土, 日, 祝日を除く)	
英 文	英文証明書	

2. 学生の入学・卒業及び修了に関する事
3. 成績管理に関する事
4. 授業関係及び期末試験等に関する事
5. 研究生及び科目等履修生等に関する事
6. 教員免許に関する事
7. 学位に関する事
8. 講義室の管理に関する事
9. 学生の休学・復学及び退学等に関する事
10. 転専攻等に関する事

学務部（教養教育 4 号館 1 階）での相談、申込み

1. 各種証明書

- (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証*
 - (b) 通学証明書
 - (c) 学生証
 - (d) 健康診断証明書
2. 各種奨学金に関する事
 3. 入学料及び授業料免除に関する事
 4. 学生の健康管理に関する事
 5. 合宿研修及び課外活動に関する事
 6. 学生の就職に関する事

*証明書自動発行機にて, 発行可能な証明書です。

(3) 休学、復学、退学等の手続き

休学、復学、退学等を希望する学生は、就学上いろいろな問題が生じるので事前に、指導教員とよく相談して、生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

学生 → 指導教員に相談 → 学務係で所定用紙の交付を受ける → 願出用紙に指導教員、学生委員の認印 → 学務係へ提出（希望日の1ヶ月前までに提出すること）

休学

- 1) 疾病その他の理由により2か月以上就学することができないときは、医師の診断書（疾病）又は詳細な理由書（疾病以外の理由）等を添えて学長に願い出て、その許可を受けて休学することができます。休学理由によって必要書類が異なりますので、必ず確認してください。
- 2) 休学は、1年を超えることはできません。ただし、特別な理由がある者には更に引き続き1年以内の休学を許可することがあります。
- 3) 休学期間は、通算して2年を超えることはできません。
- 4) 休学期間は、在学期間に算入しません。

注) 休学者の授業料：休学を許可された者は、授業料について次の措置がとられます。

- ア 授業料については、休学願の受理日の翌学期分から、休学期間に応じて免除されます。（受理日の属する学期の授業料は徴収されます。）
- イ 納付済の授業料は返還されません。

復学

- 1) 休学期間満了、休学期間の途中にかかわらず、復学する場合は、復学願の提出が必要です。
- 2) 疾病が理由で休学した場合は、復学願の他、医師の診断書が必要です。

退学

退学しようとする時は、退学願に詳細な理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければなりません。退学しようとする日の属する学期の授業料について全額が必要となります。授業料未納のままでは退学出来ません。未納のままであると、徳島大学学則第28条により「除籍」となります。

除籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

- (a) 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
- (b) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者
- (c) 学則に定める在学期間を超えた者
- (d) 学則に定める休学期間を超えた者
- (e) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

改姓（名）届・旧姓使用申出書

姓・名に変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

また、旧姓を使用希望の場合は、旧姓使用申出書により手続してください。

(4) 成績評価等に関する申し立て

生物資源学専攻が開講する科目の成績評価について、疑義がある場合は、下記の方法で申し立てができます。授業に関する申し立ても下記と同様の方法によってください。

1. 授業担当教員への申し立て

成績評価等について疑義がある場合、学務係に申し出てください。授業担当教員が試験等資料を保管していますので、確認を行い、必要に応じて訂正等を行うことになっています。

なお、成績評価の申し立ての期限は次のとおりとします。

期限：当該科目が成績評価された学期の末日（末日が土日等休日の場合は、その直前の平日。以下「末日」について同じ）。ただし、学期末に修了が予定されている場合は、学位論文提出期日まで。

2. コース教務委員等による相談・調停

成績評価等の疑義に関する問題が、上記1. で解消しない場合は、「成績評価についての疑義申立書」を学務係に提出してください。所属するコースの教務委員等が担当教員との話し合いを通じて、問題の解決を図ることとなっています。

(5) 授業料納付、免除制度および奨学金制度

1. 授業料納付

授業料は、前期分（4月～9月）と後期分（10月～3月）に区分し、次の期間に納付してください。（入学手続きの際に納付した者は除く。）

前期分→5月末日まで

後期分→11月末日まで

納付方法→原則口座振替（預金口座からの引落としによる納付）

* 5月27日、11月27日に口座振替。

その日が休日の場合は、直後の金融機関の営業日に口座振替。

2. 授業料免除制度

奨学援助の方法として、授業料免除の制度があります。これは経済的な理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、また、各期ごとの納期前6ヶ月（新入生は1年）以内での学資負担者の死亡もしくは風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められた場合には、前期・後期ごとに選考のうえ、授業料の全額または半額が免除されます。

なお、この制度の適用を受けるためには授業料免除申請手続が必要です。

手続方法については、本学ホームページ、教務システムのお知らせ等で通知します。申請期間を過ぎてからの受付はできませんので、ご注意ください。

3. 奨学資金制度

《日本学生支援機構》

日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

奨学金の種類には『第一種奨学金（無利子）』及び『第二種奨学金（有利子）』があります。奨学金の詳細について、日本学生支援機構ホームページから最新の情報を確認してください。

奨学生の募集については、その都度教務システムのお知らせや学生用掲示板に掲示しますが、春の定期募集は4月にあります。

注1. 奨学生は、「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動（休業・退学）等が生じた時は速やかに学生支援課奨学金窓口（教養教育4号館1階）へ申し出てください。

2. 奨学金継続願の提出

奨学生は、毎年所定の月（12～1月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要がある。これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意してください。

《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃にあるので、教務システムのお知らせ及び学生用掲示板を確認してください。

(6) 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、事故通知報告書（学務部学生支援課学生支援係にあります）により保険会社へ届け出てください。事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

本人が学生支援課に来られない場合は、代理の方に来ていただいても差し支えありません。

(7) 学生金庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては学生後援会（学務部教育支援課内）へ相談してください。

1. 貸付限度額は10万円までとします。
2. 貸付期間は、貸付日より90日以内とします。
3. 貸付金は無利子・無担保とします。

(8) 住所・連絡先の変更について

学生への連絡は、原則として掲示によりますが、緊急を要する場合の連絡等に必要のため、変更があれば直ちに学務係に届け出てください。

また、保証人（保護者等）の変更や住所・連絡先変更の場合も、直ちに「保証人住所変更届」により届け出てください。

(9) 気象警報が徳島県徳島市に発令された場合の授業の休講

・昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」（以下「警報」という。）又は特別警報（波浪特別警報を除く。以下同じ）が発表中の場合は、午前の授業を休講とします。

午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とします。

- ・夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべての授業を休講とします。
- ・授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とします。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とします。

(10) 健康管理

定期健康診断は、毎年4月から5月にかけて日を決めて行っています。これは、学校保健安全法で定められているものですから全員必ず受診してください。また、健康診断証明書は、当該年度定期健康診断受診者に対して、キャンパスライフ健康支援センター又は自動発行機で発行しています。発行日程等は健康診断実施日から2週間後を予定しています。

(11) インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症と診断された場合の対応について

インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症と診断された場合又は感染者と同様の症状がある場合は、直ちに生物資源産業学部事務課学務係に連絡してください。

徳島大学生物資源産業学部事務課学務係

TEL 088 - 656 - 8021, 088 - 656 - 8020

ハラスメントに関する注意

1) ハラスメントを防止するための基本的な心構え

ハラスメントとは、「権力を利用して行われる理不尽な行為」と定義されます。大学においては、特に教員と学生との関係では、教員は単位の認定権、研究指導、卒業・修了認定権、学位授与権を持っているので、学生に対して圧倒的に大きな力を持っています。しかし、教員の中には学生に対しての力を意識していない場合も見られます。また、特に教授は、任期付教員の任期更新の評価も行うため、任期付教員に対しても強い力を持っています。このように、大学内には、教員と学生、教員と職員、常勤と非常勤などの間に力関係が存在し、立場が弱い人がハラスメントを受けやすい構造的問題があることを認識する事が重要です。ハラスメントを防止するためには、次のような意識が必要です。

- a) 個人の尊重という人権保護の基本を理解し、お互いの人権を尊重する。
- b) 自らの言動の影響力を自覚し、常に相手への配慮を保つ。
- c) 学生や教職員を指導する立場にある人は、ハラスメントが教育を受ける権利、研究する権利、良好な環境で学習、就労する権利などを侵す人権侵害行為であることを認識し、言動、行動に注意すること。
- d) 周囲と十分なコミュニケーションを取るよう心がけ、相互の信頼関係を構築すること。

2) ハラスメントに相当する行為

セクシュアル・ハラスメント

- a) 単位認定や研究指導を条件に交際を強要し、誘いを断ると、成績や評価で不当な扱いをする。
- b) 不必要に身体に接触し、それを拒否されると怒ったり、嫌がらせをする。
- c) 相手がいやがっているにも関わらず、容姿に関わる話題を述べたり、性的な冗談を繰り返したり、性的経験を話すように強要する。
- d) 「男のくせに・・・」「女性は・・・」などの性別に関するステレオタイプ的な発言をする。

パワー・ハラスメント

- a) 「バカ」「やめてしまえ」「役立たず」などの人格を否定する発言をする。
- b) 人事上の権限をほのめかし、不利益をあたえる言動をする。
- c) 研究を遂行する上で必要な情報を故意に与えない、もしくは業務に支障がでるほどに指示を遅らせる。
- d) 極端に長い時間働くことや休日出勤を強要する。

アカデミック・ハラスメント

- a) 教員が特定の学生に対して、過度にきびしく指導する、もしくは逆に指導しない。
- b) ミーティング等の人前で罵倒したり「君はだめだね」など人格を否定するような発言を繰り返す。
- c) 不当に学生の卒業や就職の妨害をする。
- d) 正当な理由なく、不利なかたちで論文著者名を変更したり、研究チームから除外する。
- e) 全く同じアプローチによる研究を学生間で競い合わせる。
- f) 深夜、休日まで極端に拘束し、研究を押し付ける。

3) ハラスメントの事例

事例1：

教員は、学生を研究に専念させるためにアルバイトやティーチングアシスタントを禁止し、一方、学会発表を強制した。この指導に反発する学生たちに、「出来ない場合は修了を延期されても異議は申し立てません」という誓約書を書くように強要した。こういう場合、言葉だけで誓約書を取らなかった場合でも、無理に誓約書を書かせても、どちらもアカデミック・ハラスメントである。結果的に学生は精神的に追いつめられて鬱状態になり、学業に支障をきたした。

事例 2：

男性教員は学生たちに「卒業させないぞ」と叱ったり、机をたたいてアカデミック・ハラスメントを繰り返していた。また、飲み会では、女子学生を側に座らせたり、性的な発言を繰り返していた。複数の学生が証言し、調査委員会における事実認定がなされた。加害者に反省は認められない。

事例 3：

指導している院生に「ばか」とか「ぼけ」とか言ったり、棒切れを投げつけたりしていた。学生は精神的に追いつめられ、研究意欲を失ってしまったという事例である。教員は、事実関係は否定しなかったものの、それは「励ましの意味だった」と弁明している。加害者はこういう弁明をすることが多い。

事例 4：

教授が同じ学科の教員に対して、「業務命令だ」「辞めろ」と言って無理な命令を繰り返し、「パワーハラスメント」と報道されたが、講義中に性的発言をして学生に不快感を与えたり、侮辱的な言葉で学生を叱ったりもしていたので、実際はパワーハラスメント、アカデミック・ハラスメントそしてセクシュアル・ハラスメントの全てを行っていた。この教授のように、アカデミック・ハラスメントやパワーハラスメントをする人はセクシュアル・ハラスメントもしているケースが多い。

4) ハラスメント問題への対処

生物資源産業学部では、これらのハラスメント問題の解決にあたり、相談者（被害者）の意向、秘密保持などに最大限の配慮を行い、ハラスメントに対しては、以下のような段階に分けて対応を行います。

- a) 相談員（学生委員またはコース長、指導教員）が、相談者および相談対象者などから事情を聞き、事実関係を明らかにします。
- b) 相談者が精神的にダメージを受けていると判断された場合は、相談者の了解が得られれば、キャンパスライフ健康支援センター総合相談室（総合相談部門）を紹介し、部門教員と連携しながら解決点を探ります。

徳島大学大学院学則

昭和 50 年 6 月 20 日
規則第 495 号制定

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、研究科の規則で定め、公表するものとする。

第 2 章 組織

(課程)

第 2 条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第 4 条の 2 第 2 項に規定する前期 2 年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科)

第 3 条 大学院に次項の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 研究科ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
創成科学研究科	地域創成専攻	博士前期課程
	臨床心理学専攻	博士前期課程
	理工学専攻	博士前期課程
	生物資源学専攻	博士前期課程
	創成科学専攻	博士後期課程

中略

3 研究科に置く講座については、別に定める。

第 3 章 標準修業年限、在学期間及び収容定員等 (標準修業年限)

第 4 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

第 4 条の 2 博士課程（医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻を除く。）の標準修業年限は、5 年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第 4 条の 3 医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4 年とする。

(在学期間)

第 5 条 在学期間は、標準修業年限の 2 倍を超えることができない。

(収容定員等)

第 6 条 研究科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	16	32			32
	臨床心理学専攻	12	24			24
	理工学専攻	308	616			616
	生物資源学専攻	39	78			78
	創成科学専攻			47	141	141
	計	375	750	47	141	891

中略

第 4 章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第 6 条の 2 大学院は、修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第 7 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第 7 条の 2 研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究科に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(履修方法等)

第 8 条 研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びこれら履修方法は、研究科の規則の定めるところによる。

(一の授業科目について 2 以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第 8 条の 2 研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島大学学則第 30 条第 2 項各号に規定する基準を考慮して、研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 8 条の 3 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容及びこれら履修の方法及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 8 条の 4 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

(1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1年以内とする。ただし、博士後期課程(医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程を含む。)の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に1年を限り延長することができる。

(2) 博士後期課程(医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程を含む。)の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して2年を超えることができない。

5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。

6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項について必要な事項は、別に定める。

8 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学中の外国の大学院における学修)

第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、前条の規定にかかわらず、学生が休学期間中に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項(同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学院における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定等)

第9条の3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院、外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合

総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学等の場合を除き、15単位を超えないものとし、第9条第2項(同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 大学院に入学する前に修得した単位(第18条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程(博士後期課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

4 前項の規定は、修士課程を修了した者の第12条第1項及び第2項に規定する博士課程における在学期間(同条第1項及び第2項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

5 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該各研究科又は創成科学研究科各専攻の教授会(以下「研究科等教授会」という。)の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

(外国の大学との国際共同学位プログラム等)

第9条の5 外国の大学との国際共同学位プログラム等を開設する場合の修業年限、単位数及び履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

第5章 課程の修了要件、学位の授与及び教員の免許状

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた

業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士前期課程の取扱い)

第11条の2 第4条の2第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士課程及び博士後期課程の修了要件)

第12条 修士課程及び博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、研究科の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。)を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、研究科の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

4 医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科の規則で定める単位

を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(論文の審査)

第13条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

(最終試験)

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。

2 前項に定めるもののほか、最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(課程修了による学位の授与)

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(論文提出による学位の授与)

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

(教員の免許状)

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

中略

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転研究科、転専攻及び留学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育に

- おける授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学の定める単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 医学研究科、口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。)
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、本学の定める単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- (入学の出席)
- 第19条 大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。
- (入学者選考)
- 第20条 入学志願者については、選抜試験を行い、研究科等教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。
- (入学手続)
- 第21条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。
- (入学許可)
- 第22条 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。
- (休学)
- 第23条 疾病その他の理由により、2月以上就学できないときは、学生は、学長の許可を得て、休学することができる。
- 2 疾病のため就学が不相当と認められた者には、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。
- 4 休学期間は、通じて修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年、医学研究科、

口腔科学研究科口腔科学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程にあっては4年を超えることができない。

5 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(退学)

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第25条 学長は、大学院を退学した者又は除籍となった者で再入学を願い出たときは、これを許可することができる。

2 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学(以下「外国の大学院等」という。)から大学院の同種の研究科に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することができる。

3 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転研究科)

第26条の2 学生が、所属の研究科以外の研究科に転研究科を願い出たときは、学長は、当該研究科等教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転研究科に関する事項については、研究科の規則で定める。

(転専攻)

第26条の3 学生が、所属の研究科内の専攻と異なる当該研究科の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該研究科等教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、研究科の規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、研究科の規則で定める。

(国際連合大学における授業科目の履修等)

第27条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、国際連合大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、国際連合大学の授業科目を履修することができる。

2 第9条第2項及び第4項から第6項までの規定は、国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合に準用する。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第28条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第29条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあっては5月、後期にあっては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第30条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第30条の3 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第30条の4 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第30条の5 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 授業料の納付期限の属する月の初日までに休学を開始する場合で、休学が当該納付期限の属する月の前月末までに許可されたときは、月割計算により休学した月の翌月(休学した日が月の初日に当たるときは、その月)から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第30条の6 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第30条の7 第30条及び第30条の3から前条までの規

定によるもののほか、入学料及び授業料の返還、免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院に研究部を置く。

2 研究部については、別に定める。

3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部その他の組織に所属する本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

第9章 運営組織

(教授会)

第32条 大学院の管理運営のため、各研究部並びに各研究科及び創成科学研究科各専攻に教授会を置く。

2 前項の教授会については、別に定める。

(研究部長及び研究科長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科等教授会の構成員である教授をもって充てる。

第10章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科等教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科等教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該研究科等教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない場合に限り、当該研究科等教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(大学院の学生に関する規定の準用)

第34条の3 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、大学院の学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、当該研究科

等教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(学則の準用)

第36条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、徳島大学学則を準用する。

中略

附 則（令和2年2月13日規則第37号改正）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 3 略

4 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度は次のとおりとする。

研究科等名	専攻名	令和2年度	
		修士課程又は博士前期課程	合計収容定員
		収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	16	16
	臨床心理学専攻	12	12
	理工学専攻	308	308
	生物資源学専攻	39	39
	計	375	375
合計		573	1,084

中略

附 則（令和4年3月16日規則第37号改正）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2, 3 略

4 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科創成科学専攻及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和4年度		令和5年度	
		博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員		収容定員	
創成科学研究科	創成科学専攻	47	47	94	94
	計	47	797	94	844
合計		417	1,365	464	1,412

5 略

6 令和4年3月31日に創成科学研究科に在籍する者の教育課程、修了及び学位については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月14日規則第63号改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

徳島大学学位規則

昭和 50 年 6 月 20 日
規則第 496 号制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)第 13 条の規定に基づき、徳島大学(以下「本学」という。)における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第 2 条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(課程修了による学位の授与)

第 3 条 本学の大学院(以下「大学院」という。)の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第 4 条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第 5 条 前 3 条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部等名	専攻分野の名称
学士	総合科学部	総合科学
	医学部 医学科	医学
	医学部 医科栄養学科	栄養学
	医学部 保健学科	看護学
		保健学
	歯学部 歯学科	歯学
	歯学部 口腔保健学科	口腔保健学
	薬学部 薬学科	薬学
理工学部	理工学	
修士	創成科学研究科(博士前期課程)	生物資源産業学
		学術
		臨床心理学
		理学
	工学	
	生物資源学	
	医学研究科(修士課程)	医科学
口腔科学研究科(博士前期課程)	口腔保健学	
薬学研究科(博士前期課程)	薬科学	
医科栄養学研究科(博士前期課程)	栄養学	
保健科学研究科(博士前期課程)	保健学	
	看護学	
博士	創成科学研究科(博士課程)	学術
		工学
		農学
	医学研究科(博士課程)	医学
	口腔科学研究科(博士課程)	口腔保健学
		歯学
	薬学研究科(博士課程)	学術
薬科学		
医科栄養学研究科(博士課程)	薬学	
	栄養学	
保健科学研究科(博士課程)	保健学	

(学位論文の提出)

第 6 条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

2 博士課程の学生でない者が博士の学位を申請するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程において標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから 3 年以内で各研究科が定める期間に博士の学位を申請する場合には、学位論文審査手数料を免除する。

3 前 2 項に定めるもののほか、各研究科又は創成科学研究科各専攻の教授会(以下「研究科等教授会」という。)が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。

4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第 7 条 学位論文の受理は、研究科等教授会の議を経て、学長が決定する。

2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

3 学長は、研究科長と協議のうえ、論文を審査する研究科等教授会を指定し、その審査を付託する。

(学位論文の審査等の機関)

第 8 条 学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、研究科等教授会が行う。

2 研究科等教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により研究科等教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む 3 人以上の審査委員(主査 1 人、副査 2 人以上)を定め、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認に関する事項を付託する。

3 研究科等教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の研究科担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力(審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

4 審査委員は、第 3 条の規定により学位の授与を申請した者については、学位論文の審査の要旨及び最終試験の結果を、第 4 条の規定により学位の授与を申請した者については、学位論文の審査の要旨、最終試験及び学力の確認の結果を記録し、文書により研究科等教授会に報告するものとする。

(学位論文の審査、最終試験及び学力の確認)

第 9 条 審査委員は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行うものとする。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

3 学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は口頭若しくは筆答又は両方により、専攻学術及び外国語に関し本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行うものとする。

4 第 6 条第 2 項ただし書きの規定により学位の授与を申請する者は、退学後 3 年以内で各研究科が定める期間に限り、学力の確認を行わないことができる。

(学位論文の審査等の期限)

第 10 条 博士論文の審査、最終試験及び学力の確認は、

博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

- 2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 研究科等教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定により学位の授与を申請した者については、課程修了の可否、第4条の規定により学位の授与を申請した者については、その論文の審査、最終試験及び学力の確認の可否について議決する。

- 2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

- 2 研究科長は、研究科等教授会が前条の議決をしたときは、第3条の規定により学位の授与を申請した者については、学位論文の審査の結果の要旨、最終試験の結果及び議決の結果を、第4条の規定により学位の授与を申請した者については、学位論文の審査の結果の要旨、最終試験及び学力の確認の結果並びに議決の結果を文書により学長に報告するものとする。

(卒業証書・学位記及び学位記の授与)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

- 2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

- 3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3、別表第4及び別表5のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

- 2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて、閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による

公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位(学士の学位を除く。)を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該研究科等教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究科長が別に定めることができる。

中略

附則(令和4年9月8日規則第14号改正)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
2 この規則の施行の日の前日までに、第6条第2項の規定により論文を提出した者については、改正後の第9条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 令和4年3月31日以前に大学院の博士課程に入学した者については、改正後の第9条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和5年3月14日規則第64号改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(学部卒業者の場合)

大 学 印	注 ○第 号
卒業証書・学位記	
氏 名 (和暦) 年 月 日生	
本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを 認め学士(○○)の学位を授与する	
(和暦) 年 月 日	
徳島大学○○学部長 氏 名	印
徳 島 大 学 長 氏 名	印

備考1 注は、学部名の頭文字を記入する。ただし、医学部医科栄養学科は「栄」、医学部保健学科は「保」、歯学部口腔保健学科は「口」とする。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第2（修士課程又は博士前期課程修了者の場合）

注 ○修第 号
学 位 記
氏 名 (和暦) 年 月 日生
<p>本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（○○）の 学位を授与する</p> <p>(和暦) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">徳 島 大 学 大学印</p>

- 備考1 「○○課程」には、修士課程を修了した者は「修士」と、博士前期課程を修了した者は「博士前期」と記入する。
- 2 注は、専攻分野の名称の頭文字を記入する。ただし、臨床心理学は「心」と、薬科学は「創」と記入する。
- 3 公印は、印影印刷とする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第4（論文提出による場合）

注 乙○第 号
学 位 記
氏 名 (和暦) 年 月 日生
<p>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士 (○○)の学位を授与する</p> <p>(和暦) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">徳 島 大 学 大学印</p>

- 備考1 注は、審査を受けた研究科名の頭文字を記入する。ただし、創成科学研究科創成科学専攻にあっては専攻分野ごとに「学」、「工」又は「農」と、口腔科学研究科口腔保健学専攻にあっては「口保」と、薬学研究科創薬科学専攻にあっては「創」と、医科栄養学研究科医科栄養学専攻にあっては「栄」と記入する。
- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第3（博士課程修了者の場合）

注 甲○第 号
学 位 記
氏 名 (和暦) 年 月 日生
<p>本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の 学位を授与する</p> <p>(和暦) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">徳 島 大 学 大学印</p>

- 備考1 注は、研究科名の頭文字を記入する。ただし、創成科学研究科創成科学専攻にあっては専攻分野ごとに「学」、「工」又は「農」と、口腔科学研究科口腔保健学専攻にあっては「口保」と、薬学研究科創薬科学専攻にあっては「創」と、医科栄養学研究科医科栄養学専攻にあっては「栄」と記入する。
- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第5（博士課程修了者のうちコチュテル・プログラムを修了した場合）

注 甲○第 号
学 位 記
氏 名 (和暦) 年 月 日生
<p>本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の 学位を授与する</p> <p>博士課程修了に必要な研究指導は○○大学と共同で実施したものである</p> <p>(和暦) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">徳 島 大 学 大学印</p>

- 備考1 注は、研究科名の頭文字を記入する。ただし、創成科学研究科創成科学専攻にあっては専攻分野ごとに「学」、「工」又は「農」と、口腔科学研究科口腔保健学専攻にあっては「口保」と、薬学研究科創薬科学専攻にあっては「創」と、医科栄養学研究科医科栄養学専攻にあっては「栄」と記入する。
- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

徳島大学大学院創成科学研究科規則

令和2年2月13日
規則第39号制定

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学大学院創成科学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項は、徳島大学大学院学則(昭和50年規則第495号。以下「学則」という。)及び徳島大学学位規則(昭和50年規則第496号。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、本研究科に関する事項は、本研究科教授会又は本研究科の各専攻に置く教授会(以下「教授会等」という。)が定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、中長期的な産業界・社会のニーズを踏まえ、グローバルかつ複合的な視点から、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

第2章 教育課程

(専攻及び教育方法)

第3条 本研究科に次の専攻を置く。

(1) 博士前期課程

- ア 地域創成専攻
- イ 臨床心理学専攻
- ウ 理工学専攻
- エ 生物資源学専攻

(2) 博士後期課程

創成科学専攻

2 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第4条 本研究科において、教授会等が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 本研究科博士前期課程においては、前項の別表のうち、分野又は専攻横断型の授業科目で構成する教育クラスターを置く。教育クラスター科目については、本研究科長が別に定める。

(授業科目の履修方法)

第6条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
地域創成専攻	16単位	16単位以上	32単位以上
臨床心理学専攻	28単位	16単位以上	44単位以上
理工学専攻	14単位	18単位以上	32単位以上
生物資源学専攻	16単位	16単位以上	32単位以上

(2) 博士後期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
創成科学専攻	10単位	1単位以上	11単位以上

2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ定める指導教員(直接研究指導に当たる教員をいう。以下同じ。)の指導を受けなければならない。

3 本研究科において教育上有益と認めるときは、他研究科又は学部との協議に基づき、当該研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

4 前項の授業科目を履修しようとするときは、学生は、本研究科長の許可を得なければならない。

5 第3項の規定により履修した授業科目の単位は、本研究科において認めるときは、第1項各号に規定する選択科目の単位に含めることができる。

6 本研究科において教育上有益と認めるときは、指導教員の指導により自由科目として授業科目を履修することができる。ただし、自由科目の単位は第1項各号に規定する単位に含めることはできない。

7 この条に定めるもののほか授業科目の履修に関し必要な事項は、本研究科長が別に定める。

第6条の2 学則第11条第1項ただし書及び学則第12条第2項の規定による優れた研究業績を上げた認められる者に関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導)

第7条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

(試験の告示)

第8条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績評価等)

第9条 博士前期課程における各授業科目の成績は、100点をもって満点とし、S(90点以上)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びD(59点以下)の成績表示をもってあらわし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

2 博士後期課程における各授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの成績表示をもってあらわし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

3 前2項のS、A、B、C及びDの評価基準は、次の表のとおりとする。

成績表示	評価基準
S	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	科目の到達目標を十分に達成している。
B	科目の到達目標を達成している。
C	科目の到達目標を最低限達成している。
D	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

4 前3項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位等により判定する授業科目の成績は、認められた成績表示をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

5 前各項の規定にかかわらず、早期履修により修得した単位に係る成績評価の取り扱いについて必要な事項は、本研究科長が別に定める。

(追試験及び再試験)

第10条 疾病その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けることができなかった者又は試験を受けて不合格となった者は、原則としてその学年末までに再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第11条 他の大学院又は外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から本研究科に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度教授会等が定める。

(転研究科等)

第12条 学則第26条の2の規定に基づき、転研究科等を願った者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転研究科等を許可する時期は、教授会等が定める。

3 転研究科等を許可した学生を在籍させる年次は、教授会等が定める。

4 転研究科等を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会等が定める。

(転専攻)

第13条 学則第26条の3の規定に基づき、転専攻を願った者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転専攻を許可する時期は、教授会等が定める。

3 転専攻を許可した学生を在籍させる年次は、教授会等が定める。

4 転専攻を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会等が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院に留学を志願する学生は、所定の願書を、本研究科長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第15条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教授会等が行う。

(履修等報告書)

第16条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか（外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内）に本研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(派遣学生の実施に関する細目)

第17条 前3条に定めるもののほか、派遣学生に関し必要な事項は、本研究科長が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第18条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により

教授会等が行う。

中略

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度以前に本研究科に入学した者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

(1) 博士前期課程

中略

生物資源学専攻

授業科目及び単位数

科目区分	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
研究科共通科目	研究科基盤教育科目	データサイエンス	2		
	グローバル教育科目群	国際協力論		1	
		グローバル社会文化論		1	
		グローバルコミュニケーションA		1	
		グローバルコミュニケーションB		1	
		グローバルコミュニケーションC		1	
	イノベーション教育科目群	科学技術論A		1	
		科学技術論B		1	
		科学技術論C		1	
		科学技術論D		1	
		科学技術論E		1	
		ビジネスモデル特論		1	
		デザイン思考演習		1	
		地域企業エクスターナシップ 実践型地域インターナシップ		1	
専攻共通科目	生物資源学研究	4			
所属基盤コース専門科目	応用生命科学コース	創薬学特論		2	
		細胞工学特論		2	
		生物化学工学特論		2	
		生体熱力学特論		2	
		生物物理化学特論		2	
		先端生命科学特論		2	
		環境生物学特論		2	
		再生医学特論		2	
		微生物工学特論		2	
		ケミカルバイオロジー特論		2	
		細胞情報学特論		2	
		微生物検査学特論		2	
		応用生命科学特別実習 ※	1		
		応用生命科学特別講義 ※	1		
	食料生物科学コース	食安全学特論		2	
		酵素化学特論		2	
		応用微生物学特論		2	
生体機能学特論			2		
機能性食品学特論			2		
栄養化学特論			2		
食品評価特論			2		
分子組織代謝学特論		2			
食品加工保蔵学特論		2			
資源利用学特論		2			
食料生物科学特別実習 ※	1				
食料生物科学特別講義 ※	1				
生物生産科学コース	植物細胞工学特論		2		
	動物生殖工学特論		2		
	フィールド水圏生物学特論		2		
	畜産物利用学特論		2		
	植物保護学特論		2		
	森林代謝科学特論		2		
	分子発生生物学特論		2		
	生産システム制御工学特論		2		
	分子生態学特論		2		
	植物分子生物学特論		2		
水産植物学特論		2			

	農業市場学特論		2	
	森林生物学特論		2	
	発生生物学※		2	
	農業経済学特論		2	
	生物生産科学特別実習 ※	1		
	生物生産科学特別講義 ※	1		
学位論文指導科目	応用生命科学特別演習	4		
	応用生命科学特別研究	4		
	食料生物学特別演習	4		
	食料生物学特別研究	4		
	生物生産科学特別演習	4		
	生物生産科学特別研究	4		

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、所属基盤コース専門科目のみの授業科目を示す。

(2) 博士後期課程

創成科学専攻

授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数		
			必修	選択	自由
研究科共通選択科目		長期インターンシップ		2	
		企業行政演習		1	
		ビジネスモデル特論		1	
		国際先端技術科学特論 A		1	
		国際先端技術科学特論 B		1	
研究科共通必修科目	演習科目	創成科学特別演習	2		
	研究指導科目	創成科学特別研究	2		
学位プログラム専門科目	研究指導科目	社会基盤システム特別研究	6		
		化学生命工学系特別研究	6		
		機械科学系特別研究	6		
		電気電子物理科学系特別研究	6		
		知能情報・数理科学系特別研究	6		
		生物資源学系特別研究	6		
	光科学系特別研究	6			

徳島大学大学院創成科学研究科学学位規則実施細則

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科長制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学学位規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻、生物資源学専攻及び創成科学専攻（以下「各専攻」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 課程修了による学位審査

(学位論文の提出時期及び資格要件)

第2条 規則第6条第1項の規定による博士論文の提出時期は、博士後期課程第3年次の1月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）の指定の期日までとする。ただし、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第1年次の1月（後期の学期から入学した者については7月）まで、学則第12条第2項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第2年次の1月（後期の学期から入学した者については7月）に博士論文の提出時期を繰り上げることができる。

2 規則第6条第4項の規定による修士論文の提出時期は、博士前期課程第2年次の2月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）の指定の期日までとする。ただし、学則第11条第1項ただし書の規定による優れた成績を上げたと認められる者については、博士前期課程第1年次の2月（後期の学期から入学した者については7月）まで修士論文の提出時期を繰り上げることができる。

3 前2項の規定による学位論文の提出に当たっては、最終試験当日までに論文作成指導科目を除く所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。

第2条の2 前条の規定にかかわらず、学則第9条の5の規定に基づく外国の大学との国際共同学位プログラムによる学位論文の提出時期及び資格要件については、別に定める。

(学位論文提出の手続)

第3条 博士論文の審査を受けようとする者は、あらかじめ創成科学専攻教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を創成科学専攻長に提出するものとする。ただし、第3号から第7号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式1） 1部
- (2) 誓約書（様式4） 1部
- (3) 履歴書（様式6） 1部
- (4) 論文目録（様式7） 1部
- (5) 博士論文 1部
- (6) 論文内容要旨（様式8） 1部
- (7) 参考論文（公刊予定のものは、受理証明書を添えた

投稿原稿の写し） 各1部

(8) 共著者の承諾書（様式9） 共著者各1部

2 修士論文の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻又は生物資源学専攻のうち所属する専攻の長に提出するものとする。ただし、第2号から第5号までの書類については、別に審査用として写しを必要部数添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式2） 1部
- (2) 履歴書（様式6） 1部
- (3) 論文目録（様式7） 1部
- (4) 修士論文 1部
- (5) 論文内容要旨（様式8） 1部
(審査委員会)

第4条 学位論文が受理されたときは、各専攻教授会は、申請者ごとに審査委員会を組織し、論文審査及び最終試験の実施を付託する。

(論文審査等の実施)

第5条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行い、その結果を文書をもって各専攻長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨（様式10）及び最終試験報告書（様式11）とする。
(課程修了の議決)

第6条 各専攻教授会は、審査委員会による論文審査及び最終試験の報告に基づき審議の上、投票により課程修了の可否を議決する。

2 各専攻長は、前項の議決結果を研究科長に報告する。
(学位授与の時期)

第7条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、原則として3月の定められた日とする。ただし、9月に合格した者については、合格した日とする。

第3章 学位論文提出による学位審査

(論文提出による学位請求の時期及び資格要件)

第8条 規則第6条第2項の規定による博士論文の提出時期は、毎年4月又は10月の指定の期日までとする。

2 前項の規定により博士論文を提出して学位を請求することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 徳島大学大学院創成科学研究科博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了後、原則として4年以上経た者
- (3) 大学又は旧制の専門学校を卒業後、原則として7年以上経た者
- (4) 短期大学又は工業高等専門学校を卒業後、原則として9年以上経た者
- (5) 前各号のほか、創成科学専攻教授会において、学位請求の資格を有すると認められた者
(論文提出による学位請求の提出手続)

第9条 論文提出による学位を請求しようとする者は、あらかじめ創成科学専攻教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を創成科学専攻長に提出するものとする。ただし、第4号から第8号までの書類については、別に審査用として必要部数を提出するものとする。

- (1) 学位申請書（様式3） 1部
- (2) 誓約書（様式4） 1部
- (3) 学位申請調書（様式5） 1部

- (4) 履歴書（様式6） 1部
- (5) 論文目録（様式7） 1部
- (6) 博士論文 1部
- (7) 論文内容要旨（様式8） 1部
- (8) 参考論文 各1部
- (9) 共著者の承諾書（様式9） 共著者各1部
- (10) 最終学歴の卒業（修了）証明書 1部
- (11) 写真（手札型，脱帽，上半身，最近6ヶ月以内に撮影したもの） 1枚
- (12) 学位論文審査手数料
（論文審査委員会）

第10条 学位論文が受理されたときは，創成科学専攻教授会は，申請者ごとに論文審査委員会を組織し，論文審査，最終試験及び学力の確認の実施を付託する。

（論文提出による論文審査の実施）

第11条 論文審査委員会は，論文審査，最終試験及び学力の確認を行い，その結果を文書をもって創成科学専攻長に報告する。

2 前項の文書は，論文審査の結果の要旨（様式10）及び最終試験報告書（様式12）とする。
（論文審査等の議決）

第12条 創成科学専攻教授会は，論文審査委員会による論文審査，最終試験及び学力の確認の結果の報告に基づき審議の上，投票により学位授与の可否を議決する。

2 創成科学専攻長は，前項の議決結果を研究科長に報告する。
（学位授与の時期）

第13条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は，合格した日とする。

第4章 雑則

（実施細目）

第14条 この細則に定めるもののほか，学位審査について必要な細目は，その都度各専攻教授会が定める。

附 則

この細則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日改正）

1 この細則は，令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に本研究科に入学した者については，この細則による改正後の第2条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和4年9月16日改正）

この細則は，令和4年10月1日から施行する。

様式1

(和暦) 年 月 日
徳島大学長 殿
署名
学 位 申 請 書
このたび，徳島大学学位規則第6条第1項の規定に基づき，博士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。
(指導教員氏名 印)

様式2

(和暦) 年 月 日
徳島大学長 殿
署名
学 位 申 請 書
このたび，徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき，修士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。
(指導教員氏名 印)

様式3

(和暦) 年 月 日
徳島大学長 殿
署名
学 位 申 請 書
このたび，徳島大学学位規則第6条第2項の規定に基づき，博士の学位を請求したいので，学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。
(紹介教員氏名 印)

様式 4

誓 約 書	
(和暦) 年 月 日	
徳島大学長 殿	
申請者氏名 (署名) _____	
学位論文題目 _____	
<p>私は、博士の学位申請にあたり、研究倫理に関する諸規範を遵守し、データ及び調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び論文の二重投稿等研究不正をしていないことを誓約します。</p>	
指導教員 確認	
<p>剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。</p>	
所属・職名 _____	
指導教員 (署名) _____	
<p>※徳島大学学位規則第 6 条第 2 項の規定に基づく論文審査申請においては、指導教員を紹介教員と読み替えるものとする。</p>	

様式 7

論 文 目 録			
報告番号	甲 注○ 乙 注○ 注○ 修	第 号	氏名
学位論文題目			
論文の目次			
参考論文			
主論文			
副論文			
備考			
1 論文題目は、用語が外国語のときは日本語訳を付けて、外国語、日本語の順に列記すること。			
2 参考論文は、論文題目、著者名、公刊の方法及び時期を順に明記すること。			
3 参考論文は、博士論文の場合に記載すること。			
4 注は、徳島大学学位規則第 13 条第 3 項に定める学位記の様式 (別表第 2、別表第 3 及び別表第 4) の注に示す頭文字を記入する。			

様式 5

学 位 申 請 調 書	
1	申請者氏名
2	博士論文題目
3	博士論文指導者 所属職名
	氏 名
4	博士論文作成 (研究) 場所及び当時の身分
5	現在の勤務先及び職名
6	紹介教員 (大学院創成科学研究科創成科学専攻研究指導教員) 氏名
7	通信連絡先

様式 8

論 文 内 容 要 旨			
報告番号	甲 注○ 乙 注○ 注○ 修	第 号	氏名
学位論文題目			
内容要旨			
備考			
注は、徳島大学学位規則第 13 条第 3 項に定める学位記の様式 (別表第 2、別表第 3 及び別表第 4) の注に示す頭文字を記入する。			

様式 6

履 歴 書			
報告番号	甲 注○ 乙 注○ 注○ 修	第 号	
(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	(和暦) 年 月 日	男 女
本 籍 (都道府県名)			
現 住 所			
学 歴			
研究歴			
職 歴			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
(和暦) 年 月 日			
署名 _____			
備考 注は、徳島大学学位規則第 13 条第 3 項に定める学位記の様式 (別表第 2、別表第 3 及び別表第 4) の注に示す頭文字を記入する。			

様式 9

共 著 者 の 承 諾 書	
(和暦) 年 月 日	
徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻長 殿	
共著者署名	印
所属 職 名	
博士論文題目「 _____ 」	
共著論文	
年 月 発行 ○○雑誌第○巻○号○○～○○ページに発表済	
上記共著論文を _____ 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文 (主論文) として使用することに異議ありません。	
なお、将来においても博士論文として他に使用しません。	
また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することに	
<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
(どちらかにチェックを入れてください)	
(注)	
1 学位規則により、平成 25 年 4 月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められています。	
2 上記 1 の理由により、万が一チェックに不備がある場合は、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただきます。	
3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重させていただきます。	

様式 10

論文審査の結果の要旨			
報告番号	甲 注○ 乙 注○ 注○ 修	第 号	氏 名
審査委員	主査 副査 副査		
学位論文題目			
審査結果の要旨			
備考 注は、徳島大学学位規則第13条第3項に定める学位記の様式（別表第2、別表第3及び別表第4）の注に示す頭文字を記入する。			

様式 11

最終試験報告書			
報告番号	甲 注○ 注○ 修	第 号	氏 名
実施年月日		(和暦) 年 月 日	
試験方法		口頭	
試験の結果の要旨			
決定（該当を○で囲む）		合 否	
主査 氏名		印	
副査 氏名		印	
副査 氏名		印	
備考 注は、徳島大学学位規則第13条第3項に定める学位記の様式（別表第2、別表第3及び別表第4）の注に示す頭文字を記入する。			

様式 12

最終試験報告書			
報告番号	乙 注○第	号	氏 名
実施年月日		(和暦) 年 月 日	
試問方法 専門科目 外国語（英語）		口頭 筆答	
試験及び学力の確認の結果の要旨			
決定（該当を○で囲む）		合 否	
主査 氏名		印	
副査 氏名		印	
副査 氏名		印	
備考 注は、徳島大学学位規則第13条第3項に定める学位記の様式（別表第2、別表第3及び別表第4）の注に示す頭文字を記入する。			

徳島大学大学院創成科学研究科博士前期課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科長制定

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第11条第1項ただし書の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）博士前期課程における優れた業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(認定申請の時期)

第2条 認定申請を行う時期は、徳島大学大学院創成科学研究科学位規則実施細則第2条第2項及び同条第2項ただし書きに定める修士論文の提出時期の3か月前までとする。

(認定の基準)

第3条 期間短縮修了の認定は、地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻及び生物資源学専攻（以下「各専攻」という。）において、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に行うことができる。

- (1) 各専攻の修了に必要な単位数を取得できること。
- (2) 各専攻が定める要件を満たしていること。
- (3) 各専攻の学生が期間短縮修了を希望していること。

(認定の手続)

第4条 期間短縮修了を希望する者は、各専攻がそれぞれ別に定める方法により、各専攻で定める長に願い出るものとする。

2 各専攻で定める長は、前項の願出を受け、申請者が前条に定める基準を満たしている場合は、申請者の期間短縮修了を当該専攻長に推薦するものとする。

3 各専攻長は、前項の推薦を受けた場合は、その旨を研究科長に報告する。

(審査結果の決定)

第5条 各専攻長は、前条の申請を受理したときは、学則第11条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績を上げた者の認定審査を各専攻で定める委員会（以下「各専攻委員会」という。）に付託する。

2 各専攻委員会は、付託された前項の申請について審議し、認定の可否について各専攻長に報告する。

3 各専攻長は、前項の報告に基づき認定の可否を決定し、その旨を研究科長に報告する。

4 各専攻長は、前項の認定を可決された者に対し、修士論文審査の申請を許可する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、各専攻における期間短縮修了希望者の認定審査に関し必要な事項は、各専攻長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

令和2年4月1日
大学院創成科学研究科長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条の4第2項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者（以下「長期履修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者で、かつ、所属長の承諾を得た者
- (2) 研究科長の許可を得て、研究科創成科学専攻、地域創成専攻、臨床心理学専攻、理工学専攻及び生物資源学専攻（以下「各専攻」という。）が別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、在学期間が1年を超える者は、次条に定める申請をすることができない。

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、各専攻が別に定める申請書を次の各号に定める日までに学長に提出し、その許可を得なければならない。

- (1) 新入生は、入学手続き日
- (2) 在学生は、2月末日（10月入学にあつては8月末日）

(審査手続)

第4条 研究科長は、長期履修を希望する者がある場合は、各専攻の長に審査を付託する。

2 各専攻の長は、各専攻で定める委員会において審査し、各専攻教授会の議を経て、研究科長に報告の上、学長に申請するものとする。

(長期履修の期間)

第5条 長期履修を許可する期間は、大学院学則第5条に規定する在学年限を限度とする。

2 長期履修学生が在学中、長期履修学生として認められた期間の変更を希望する場合は、各専攻で定める申請書により、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(教育課程の編成)

第6条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、研究科長が定めた履修基準を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各専攻の長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻履修細則

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

第1条 この細則は、徳島大学大学院創成科学研究科規則（以下「規則」という。）第5条第3項及び第6条第7項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻（以下「本専攻」という。）における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 規則第5条第3項に規定する教育クラスターは別表(1)のとおりとし、それぞれの教育クラスターに開設する授業科目は別表(2)のとおりとする。

2 本専攻の学生は、規則別表及び前項の別表(2)の授業科目について、次の各号に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

(1) 必修科目の履修については次に掲げるとおりとする。
イ 研究科共通科目から2単位、専攻共通科目から4単位履修する。

ロ 所属するコースが開設する科目について、所属基盤コース専門科目から2単位、学位論文指導科目から、コース指導教員の指導のもとで8単位履修する。

(2) 選択科目の履修については次に掲げるとおりとする。
イ 研究科共通科目のうち、グローバル教育科目群から1単位以上、イノベーション教育科目群から1単位以上を履修する。

ロ 所属するコースが開設する科目について、所属基盤コース専門科目から、以下のハで履修する科目を除き、8単位以上を履修する。

ハ 教育クラスター科目は、別表(1)で所属するコースが指定する教育クラスターから一つ選択の上、選択した教育クラスターに対応する別表(2)の科目から、所属するコース以外の他コース又は他専攻の科目2単位以上を含む6単位以上を履修する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
2 令和4年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(1)

教育クラスター	コース名	応用生命科学コース	食料生物科学コース	生物生産科学コース
ア)	フォトニクス		○	○
イ)	防災・危機管理		○	○
ウ)	地域開発		○	○
エ)	環境・エネルギー	○		
オ)	メディカルサイエンス	○		
カ)	ロボティクス・人間支援			○
キ)	データサイエンス	○	○	
ク)	機能性材料	○		
ケ)	環境共生		○	○
コ)	農工連携	○	○	○
サ)	応用生物資源	○		
シ)	食品科学		○	
ス)	6次産業			○

所属するコースにおいて、○を付した教育クラスターの中から1つを選択する。

別表(2)

教育クラスター	科目区分	授業科目	単位数
フォトニクス	食料生物科学コース	食品加工保蔵学特論	2
		応用微生物学特論	2
		食品評価特論	2
		食安全学特論	2
		酵素化学特論	2
	生物生産科学コース	植物細胞工学特論	2
		動物生殖工学特論	2
		植物保護学特論	2
		分子発生生物学特論	2
		生産システム制御工学特論	2
理工学専攻		植物分子生物学特論	2
		フィールド水圏生物学特論	2
		分子生態学特論	2
		計算数理特論	2
		応用代数特論	2
		数理解析方法論	2
		微分方程式特論	2
		代数学特論	2
		応用解析学特論	2
		数理解析特論	2
		課題解決型インターンシップ(M)	4
		アプリケーション実装実習	2
		量子科学基礎理論	2
		宇宙素粒子科学特論	2
		宇宙線計測学特論	2
分光計測学	2		
非破壊計測学	2		
物性化学特論	2		
材料科学特論	2		
量子化学特論	2		
光材料科学特論	2		
光デバイス特論	2		
デジタル通信工学特論	2		
フォトニックデバイス作製演習	2		
光物性工学	2		
フォトニックデバイス	2		
ナノ光計測工学	2		
ナノ材料工学	2		
光機能材料・光デバイス論1	1		
光機能材料・光デバイス論2	1		
ディスプレイ論	2		
視覚情報処理	2		
多元画像処理	2		
光通信システム工学特論	2		
フォトニックネットワーク	2		

防災・危機管理	食料生物科学コース	食品加工保蔵学特論	2	生物生産科学コース	水産植物学特論	2	
		応用微生物学特論	2		畜産物利用学特論	2	
		食品評価特論	2		農業市場学特論	2	
		食安全学特論	2		農業経済学特論	2	
		酵素化学特論	2		森林生物学特論	2	
	生物生産科学コース	植物細胞工学特論	2		フィールド水圏生物学特論	2	
		動物生殖工学特論	2		森林代謝科学特論	2	
		植物保護学特論	2		地域創成専攻	地域計画学特論	2
		分子発生生物学特論	2			地域社会特論	2
		生産システム制御工学特論	2			公共政策特論	2
		植物分子生物学特論	2			法学特論	2
		フィールド水圏生物学特論	2			経済学特論	2
	分子生態学特論	2	空間情報科学特論			2	
	地域創成専攻	地域計画学特論	2			地域構造特論	2
		地域社会特論	2			アート表現特論	2
		公共政策特論	2			映像デザイン特論	2
		法学特論	2			空間デザイン特論	2
		経済学特論	2			健康社会特論	2
		空間情報科学特論	2			応用生理学特論	2
		地域構造特論	2			福祉社会特論	2
		アート表現特論	2			行動科学	2
		映像デザイン特論	2			健康科学特論	2
		空間デザイン特論	2			健康心理学特論	2
		健康社会特論	2			グローバル社会特論	2
		応用生理学特論	2			グローバル文化特論	2
		福祉社会特論	2			国際関係特論	2
	行動科学	2	国際経済特論			2	
	健康科学特論	2	地域文化特論			2	
	健康心理学特論	2	地域言語特論		2		
	日本歴史文化特論	2	理工学専攻		計算数理解論	2	
	臨床心理学専攻	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）			2	応用代数特論	2
		家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）			2	数理解析方法論	2
	理工学専攻	計算数理解論			2	微分方程式特論	2
		応用代数特論			2	代数学特論	2
		数理解析方法論			2	応用解析学特論	2
		微分方程式特論			2	数学解析特論	2
		代数学特論			2	課題解決型インターンシップ(M)	4
		応用解析学特論			2	アプリケーション実装実習	2
		数学解析特論			2	都市交通計画特論	2
		課題解決型インターンシップ(M)			4	都市・地域計画論	2
		アプリケーション実装実習			2	プロジェクトマネジメント	2
		環境・防災地質学特論			2	都市交通システム計画	2
		岩石・鉱物学特論			2	都市地域情報システム	2
		構造地質学特論			2	建築計画学演習	2
		環境無機化学特論			2	建築系インターン	5
		環境分析化学特論			2	流域水管理工学	2
		環境物理化学特論	2		ミチゲーション工学	2	
物質化学特論		2	環境生態学特論	2			
鋼構造学特論		2	グリーンインフラ論	2			
耐震工学特論		2	環境・エネルギー	応用生命科学コース	生体熱力学特論	2	
耐風工学特論		2		生物物理化学特論	2		
斜面減災工学特論		2		細胞情報学特論	2		
津波解析特論		2		環境生物学特論	2		
地盤力学特論		2		生物化学工学特論	2		
応用水理学特論		2		創薬学特論	2		
鉄筋コンクリート工学特論		4		細胞工学特論	2		
建設材料物性特論		2		ケミカルバイオロジー特論	2		
リスクコミュニケーション		2		理工学専攻	計算数理解論	2	
危機管理学		2			応用代数特論	2	
メンタルヘルスケア		2	数理解析方法論		2		
防災危機管理実習		1	微分方程式特論		2		
行政・企業のリスクマネジメント		2	代数学特論		2		
事業継続計画(BCP)の策定と実践		2	応用解析学特論		2		
行政・企業防災・危機管理実務演習		1	数学解析特論		2		
環境生態学特論		2	課題解決型インターンシップ(M)		4		
地域開発	食料生物科学コース	食品加工保蔵学特論	2		アプリケーション実装実習	2	
		応用微生物学特論	2		流域水管理工学	2	
		食品評価特論	2		耐風工学特論	2	
		食安全学特論	2		流体エネルギー変換工学	2	
		酵素化学特論	2		応用流体力学特論	2	

		熱力学特論	2			健康科学特論	2	
		エネルギー環境工学	2			健康心理学特論	2	
		分子エネルギー遷移論	2		臨床心理学専攻	認知心理学特論	2	
		燃焼工学	2			産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
		物理化学特論	2		理工学専攻	計算数理解論	2	
		分析・環境化学特論	2			応用代数特論	2	
		化学反応工学特論	2			数理解析方法論	2	
		プラズマ応用工学特論	2			微分方程式特論	2	
		高電圧工学特論	2			代数学特論	2	
		電力システム特論	2			応用解析学特論	2	
		電力工学特論	2			数学解析特論	2	
		電磁環境特論	2			課題解決型インターンシップ(M)	4	
メディカルサイエンス	応用生命科学コース	創薬学特論	2			アプリケーション実装実習	2	
		細胞工学特論	2			離散数学特論	2	
		再生医学特論	2			力学系数理解論	2	
		先端生命科学特論	2			代数幾何学特論	2	
		微生物工学特論	2			組合せ最適化特論	2	
		微生物検査学特論	2			代数構造特論	2	
	地域創成専攻	健康社会特論	2			デジタル制御論	2	
		応用生理学特論	2			振動工学特論	2	
		福祉社会特論	2			ロボット工学特論	2	
		行動科学	2			アクチュエータ理論	2	
		健康科学特論	2			制御応用工学特論	2	
		健康心理学特論	2			電気機器応用システム特論	2	
	臨床心理学専攻	心の健康教育に関する理論と実践	2			制御理論特論	2	
		家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2			電子デバイス特論	2	
	理工学専攻	計算数理解論	2			デバイスプロセス特論	2	
		応用代数特論	2			ナノエレクトロニクス特論	2	
		数理解析方法論	2			回路工学特論	2	
		微分方程式特論	2			ヒューマンセンシング	2	
		代数学特論	2			機械翻訳特論	2	
		応用解析学特論	2			自律知能システム	2	
		数学解析特論	2			情報ネットワーク	2	
		課題解決型インターンシップ(M)	4			情報セキュリティシステム論	2	
		アプリケーション実装実習	2			複雑系システム工学特論	2	
		有機金属化学特論	2	データサイエンス	応用生命科学コース	生体熱力学特論	2	
		有機機能性物質化学特論	2			生物物理化学特論	2	
		有機合成化学特論	2			細胞情報学特論	2	
		環境分析化学特論	2			環境生物学特論	2	
		環境物理化学特論	2			生物化学工学特論	2	
		環境無機化学特論	2			創薬学特論	2	
		グリーンケミストリー特論	2			細胞工学特論	2	
		物質化学特論	2			ケミカルバイオロジー特論	2	
		発生情報科学特論	2			食料生物学コース	資源利用学特論	2
		集団遺伝学特論	2			機能性食品学特論	2	
		生物化学特論	2			栄養化学特論	2	
		生命情報科学特論	2			生体機能学特論	2	
		バイオメカニカルデザイン	2			分子組織代謝学特論	2	
		バイオマテリアル	2			地域創成専攻	地域計画学特論	2
		有機化学特論	2			地域社会特論	2	
		立体化学特論	2			公共政策特論	2	
		物理化学特論	2			法学特論	2	
		分析・環境化学特論	2			経済学特論	2	
		生体工学特論	2			空間情報科学特論	2	
		ヒューマンセンシング	2			地域構造特論	2	
		多元画像処理	2			理工学専攻	計算数理解論	2
ロボティクス・人間支援	生物生産科学コース	水産植物学特論	2			応用代数特論	2	
		畜産物利用学特論	2			数理解析方法論	2	
		農業市場学特論	2			微分方程式特論	2	
		農業経済学特論	2			代数学特論	2	
		森林生物学特論	2			応用解析学特論	2	
		フィールド水圏生物学特論	2			数学解析特論	2	
		森林代謝科学特論	2			課題解決型インターンシップ(M)	4	
	地域創成専攻	アート表現特論	2			アプリケーション実装実習	2	
		映像デザイン特論	2			現象数理解論	2	
		空間デザイン特論	2			数理大域解析特論	2	
		健康社会特論	2			非線形現象解析特論	2	
		応用生理学特論	2			確率計画法特論	2	
		福祉社会特論	2			関数方程式特論	2	
		行動科学	2			微分幾何学特論	2	
						デジタル制御論	2	

		計算力学特論	2	環境共生	食料生物科学 コース	食品加工保蔵学特論	2	
		電子回路特論	2			応用微生物学特論	2	
		集積回路特論	2			食品評価特論	2	
		デジタル通信工学特論	2			食安全学特論	2	
		マルチメディア工学	2			酵素化学特論	2	
		言語モデル論	2		生物生産科学 コース	水産植物学特論	2	
		自然言語理解	2			畜産物利用学特論	2	
		画像応用工学	2			農業市場学特論	2	
		ディスプレイ論	2			農業経済学特論	2	
		視覚情報処理	2			森林生物学特論	2	
		多元画像処理	2			フィールド水圏生物学特論	2	
		光通信システム工学特論	2		森林代謝科学特論	2		
		フォトリックネットワーク	2		地域創成専攻	地域計画学特論	2	
機能性材料	応用生命科学 コース	生体熱力学特論	2			地域社会特論	2	
		生物物理化学特論	2			公共政策特論	2	
		細胞情報学特論	2			法律学特論	2	
		環境生物学特論	2			経済学特論	2	
		生物化学工学特論	2			空間情報科学特論	2	
		創薬学特論	2			地域構造特論	2	
		細胞工学特論	2			グローバル社会特論	2	
		ケミカルバイオロジータテ論	2			グローバル文化特論	2	
				国際関係特論		2	国際経済特論	2
				数理解析方法論		2	地域文化特論	2
		微分方程式特論	2	地域言語特論		2		
		代数学特論	2	日本歴史文化特論		2		
		応用解析学特論	2	応用倫理学特論		2		
		数学解析特論	2	言語コミュニケーション特論	2			
		課題解決型インターンシップ(M)	4	英語圏文化特論	2			
		アプリケーション実装実習	2	英語圏歴史文化特論	2			
		有機合成化学特論	2	ヨーロッパ文化特論	2			
		環境物理化学特論	2	アジア文化特論	2			
		グリーンケミストリー特論	2	日本語文化特論	2			
		物質化学特論	2	日本文化特論	2			
		有機金属化学特論	2					
		環境分析化学特論	2	理工学専攻	課題解決型インターンシップ(M)	4		
		環境無機化学特論	2	アプリケーション実装実習	2			
		有機機能性物質化学特論	2	有機機能性物質化学特論	2			
		量子物性物理学	2	環境物理化学特論	2			
		超伝導物質科学	2	グリーンケミストリー特論	2			
		強相関物質科学	2	環境無機化学特論	2			
		固体イオニクス	2	環境分析化学特論	2			
		磁気共鳴科学	2	物質化学特論	2			
		物性計測学	2	流域水管理工学	2			
		極限環境物性学	2	ミチゲーション工学	2			
		生産加工学	2	環境生態学特論	2			
		生産システム論	2	グリーンインフラ論	2			
		非破壊計測学	2	農工連携	応用生命科学 コース	生体熱力学特論	2	
		機械材料物性特論	2			生物物理化学特論	2	
		材料強度学特論	2			細胞情報学特論	2	
		材料工学	2			環境生物学特論	2	
		立体化学特論	2			生物化学工学特論	2	
		高分子化学特論	2		創薬学特論	2		
		量子化学特論	2		細胞工学特論	2		
		分離工学特論	2		ケミカルバイオロジータテ論	2		
		有機化学特論	2		食料生物科学 コース	食品加工保蔵学特論	2	
		化学反応工学特論	2			応用微生物学特論	2	
		物性化学特論	2	食品評価特論		2		
		材料科学特論	2	食安全学特論		2		
		半導体工学特論	2	酵素化学特論		2		
		ナノエレクトロニクス特論	2	生物生産科学 コース	植物細胞工学特論	2		
		光デバイス特論	2		動物生殖工学特論	2		
		光材料科学特論	2		植物保護学特論	2		
		デバイスプロセス特論	2		分子発生生物学特論	2		
		電子デバイス特論	2		生産システム制御工学特論	2		
		光物性工学	2		植物分子生物学特論	2		
		フォトリックデバイス	2		フィールド水圏生物学特論	2		
		ナノ光計測工学	2		分子生態学特論	2		
		ナノ材料工学	2		水産植物学特論	2		
		光機能材料・光デバイス論1	1		畜産物利用学特論	2		
		光機能材料・光デバイス論2	1		農業市場学特論	2		
					農業経済学特論	2		

		森林生物学特論	2			自律知能システム	2		
		森林代謝科学特論	2			情報ネットワーク	2		
理工学専攻		課題解決型インターンシップ (M)	4			情報セキュリティシステム論	2		
		アプリケーション実装実習	2			複雑系システム工学特論	2		
		バイオメカニカルデザイン	2			ヒューマンセンシング	2		
		バイオマテリアル	2			光物性工学	2		
		デジタル制御論	2			フォトニックデバイス	2		
		振動工学特論	2			ナノ光計測工学	2		
		ロボット工学特論	2			ナノ材料工学	2		
		分光計測学	2			光機能材料・光デバイス論 1	1		
		生体工学特論	2			光機能材料・光デバイス論 2	1		
		光デバイス特論	2			多元画像処理	2		
		回路工学特論	2						
		制御応用工学特論	2			6次産業			
		電気機器応用システム特論	2			食料生物科学コース	食品加工保蔵学特論	2	
		制御理論特論	2				応用微生物学特論	2	
		ヒューマンセンシング	2				食品評価特論	2	
		自律知能システム	2				食安全学特論	2	
		情報ネットワーク	2				酵素化学特論	2	
		情報セキュリティシステム論	2						
		複雑系システム工学特論	2			生物生産科学コース	水産植物学特論	2	
		多元画像処理	2				畜産物利用学特論	2	
光物性工学	2		農業市場学特論	2					
フォトニックデバイス	2		農業経済学特論	2					
ナノ光計測工学	2		森林生物学特論	2					
ナノ材料工学	2		フィールド水圏生物学特論	2					
光機能材料・光デバイス論 1	1		森林代謝科学特論	2					
光機能材料・光デバイス論 2	1								
応用生物資源	応用生命科学コース	創薬学特論	2			地域計画学特論	2		
		細胞工学特論	2			地域社会特論	2		
		再生医学特論	2			公共政策特論	2		
		先端生命科学特論	2			法律学特論	2		
		微生物工学特論	2			経済学特論	2		
		微生物検査学特論	2			空間情報科学特論	2		
	生物生産科学コース	植物細胞工学特論	2			地域構造特論	2		
		動物生殖学特論	2			グローバル社会特論	2		
		植物保護学特論	2			グローバル文化特論	2		
		分子発生生物学特論	2			国際関係特論	2		
		生産システム制御工学特論	2			国際経済特論	2		
		植物分子生物学特論	2						
	理工学専攻		課題解決型インターンシップ (M)			4	理工学専攻	課題解決型インターンシップ (M)	4
			アプリケーション実装実習			2		アプリケーション実装実習	2
バイオメカニカルデザイン			2		デジタル制御論	2			
バイオマテリアル			2		振動工学特論	2			
生体工学特論			2		ロボット工学特論	2			
ヒューマンセンシング			2		分光計測学	2			
多元画像処理			2		非破壊計測学	2			
					制御応用工学特論	2			
食品科学	食料生物科学コース	機能性食品学特論	2		電気機器応用システム特論	2			
		栄養化学特論	2		制御理論特論	2			
		生体機能学特論	2		回路工学特論	2			
		分子組織代謝学特論	2		光デバイス特論	2			
		資源利用学特論	2		自律知能システム	2			
	生物生産科学コース	植物細胞工学特論	2		情報ネットワーク	2			
		動物生殖学特論	2		情報セキュリティシステム論	2			
		植物保護学特論	2		複雑系システム工学特論	2			
		分子発生生物学特論	2		光物性工学	2			
		生産システム制御工学特論	2		フォトニックデバイス	2			
	理工学専攻		分光計測学	2		ナノ光計測工学	2		
			非破壊計測学	2		ナノ材料工学	2		
		バイオメカニカルデザイン	2		光機能材料・光デバイス論 1	1			
		バイオマテリアル	2		光機能材料・光デバイス論 2	1			
		光デバイス特論	2						
		回路工学特論	2						
		生体工学特論	2						

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻における成績評価に疑義がある場合の申立てに関する申合せ

令和3年12月9日
生物資源学専攻教務委員会制定

この申合せは、徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻における成績評価（以下「成績評価」という。）に疑義がある場合の申立て方法及び期限について定めるものとする。

（受付）

1 学生は、成績評価に疑義がある場合は、生物資源産業学部事務課学務係（以下「学務係」という。）に申し出ることができる。

（訂正）

2 授業担当教員は、前項の申し出があったときは、成績評価の根拠となった資料及び学生の成績簿の確認を行い、成績評価にミス等がある場合は、成績記入用紙（追加・訂正）を学務係へ提出する。

（疑義申立て）

3 前2項により解決しない場合、学生は、成績評価についての疑義申立書（以下「疑義申立書」という。）を、学務係を通じて所属するコースの教務委員（以下「教務委員」という。）に提出し、教務委員が相談と調停を行う。ただし、次の各号に該当する場合は、教務委員長がこれを行うものとする。

- (1) 疑義申立てに係る授業科目の担当教員が教務委員である場合
- (2) 疑義申立てに係る授業科目の担当教員が他学部の教員又は非常勤講師である場合
- (3) 疑義申立てに係る授業科目がオムニバス科目である場合

（教務委員長による調停）

4 前項の調停により解決しない場合は、疑義申立書を基に教務委員から経緯等の説明を受けた上で、教務委員長が再度相談と調停を行うものとする。ただし、前項ただし書の規定により、すでに教務委員長がこれを行った場合は、再度の相談と調停は行わないものとする。

（期限）

5 成績評価の疑義申立ての期限は、当該科目の成績評価がなされた学期の末日までとし、その日が土日等休日の場合は、その直前の平日を末日とする。ただし、当該学期末に修了を予定する学生が疑義申立てを行う場合の期限は、学位論文提出期日までとする。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年6月1日から実施する。

(和暦) 年 月 日

成績評価についての疑義申立書

教務委員 殿

創成科学研究科生物資源学専攻

_____年次

学生番号 _____

氏 名 _____

(連絡先

)

1. 疑義申立科目

開講期	曜日	時間割コード	科目名	担当教員

2. 疑義申立てをする理由（該当番号を○で囲み、疑義申立ての内容を具体的かつ詳細に記入すること）

- 1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りと思われるため
- 2) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるため

(具体的内容)

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学 専攻学位論文審査基準

修士の学位論文は、以下の項目について論文審査及び最終試験を行うことによって評価し、その結果を総合的に判断して可否を決定するものとする。

- ①専門的知識の習熟度
生物資源学専攻における修士としての十分な基礎的及び専門的知識を修得しているか。
- ②研究目的の妥当性
提出された修士論文において、生物資源学専攻における研究の背景、位置づけ、目的が的確に述べられており、修士論文として妥当な内容になっているか。
- ③研究計画・考察の妥当性
設定した研究テーマに対して、適切な研究計画、調査又は実験方法が立案されており、且つ得られた結果に対して妥当な分析と考察がなされているか。
- ④論文の一貫性
論文の記述（本文、図、表、参考文献など）が必要且つ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
- ⑤新規性・独創性・有用性価値
生物資源学専攻の理論的見地又は実証的見地から見て、修士論文としての新規性・独創性・有用性価値を有するものとなっているか。
- ⑥外国語能力
研究を遂行する上で必要となる文献読解等に関する外国語能力が十分なレベルに到達しているか。
- ⑦社会・学会等への貢献
研究成果の社会への貢献、生物資源学専攻の発展に貢献できる学術的な価値が含まれているか。
- ⑧総合力
生物資源学専攻における高度な知識と技術を有し、学際的及び独創的な考えで問題・課題解決に取り組み、地域・国際社会に貢献できる研究者及び専門職業人として認められるか。

令和4年4月1日改正

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学 専攻学位授与日に関する申合せ

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

徳島大学大学院創成科学研究科学学位規則実施細則第7条において定める学位授与の時期は下記のとおりとする。

9月修了	標準修業年限内の合格者及び過年度者	9月教授会の日
	早期修了者	9月教授会の日
3月修了	標準修業年限内の合格者及び過年度者	修了式の日
	早期修了者	修了式の日

修士論文審査委員に関する申合せ

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

審査委員（主査1人，副査2人以上）になることができる者は以下のとおりとする。

1. 主査は論文指導を行った研究指導教員とする。
2. 主査は2人以上の副査を推薦するものとする。推薦にあたっては，事前に副査となる教員に了承を得るものとする。
3. 副査は，本学大学院創成科学研究科生物資源学専攻（以下「本専攻」という。）の担当教員とする。ただし，必要があるときは，副査のうち1人を本専攻以外の本学大学院研究科の担当教員とすることができる。

附 則

この申合せは，令和2年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは，令和4年10月13日から実施する。

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する申合せ

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

(目的)

第1 この申合せは、徳島大学大学院創成科学研究科博士前期課程において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項（以下「要項」という。）第6条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻（以下「専攻」という。）における優れた業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(認定の基準)

第2 要項第3条第1項第2号に規定する要件は、別紙のとおりとする。

(認定の手續)

第3 期間短縮修了を希望する者は期間短縮修了希望願書（様式1）により、所属するコース長に願い出るものとする。

2 コース長は、前項の提出を受け、申請者が前条に定める基準を満たしている場合は、期間短縮修了者推薦書（様式2）により徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻長（以下「専攻長」という）に推薦するものとする。
(審査結果の決定)

第4 専攻長は、前条の申請を受理したときは、認定審査を教務委員会に付託する。

第5 この申合せの改廃は、教務委員会及び専攻教授会の議を経なければならない。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

様式1

(和暦) 年 月 日		
期間短縮修了希望願書		
生物資源学専攻長 殿		
学生番号		
所 属	コース	
氏 名		
私は徳島大学大学院学則第11条1項ただし書きによる修了を希望します。		

様式2

(和暦) 年 月 日		
期間短縮修了推薦書		
生物資源学専攻長 殿		
コース長	所 属 氏 名	㊟
指導教員	所 属 氏 名	㊟
下記の者は、徳島大学大学院創成科学研究科博士前期課程において優れた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項第3条に規定する認定基準を満たしていると認め、同要項第4条2項の規定に基づき推薦します。		
記		
入学時期	所属	氏名
(和暦) 年 月	コース 年次	
推薦理由		

別紙

優れた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要件	
要件	
生物資源学専攻において業績が優れており、かつ、権威ある学術誌に筆頭著者として投稿し、査読の結果受理された論文が在学中に1編以上ある者については、コース会議で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書の規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。	

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻における長期にわたる教育課程の履修に関する申合せ

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

(目的)

第1 この申合せは、徳島大学大学院創成科学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する規則(以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻(以下「専攻」という。)における長期にわたる教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2 規則第2条第1項第1号の規定による職業を有する者とは、申請時において正規職員として勤務している者又は勤務する予定の者とする。

第3 規則第2条第1項第2号の規定による各専攻が別に定める者とは、その他専攻長が特に必要と認めた者とする。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定により長期履修を希望する者は、長期履修申請書(様式1)を教務委員会に提出するものとする。

(審査手続)

第5 規則第4条の規定による審査は、所属コースの教務委員及び指導教員が申請書類及び面接により審査し、審査結果を教務委員会にて審議するものとする。

ただし、所属コースの教務委員及び指導教員が同一の場合は、所属コースの教務委員のみで審査を行うこととする。

(長期履修期間の変更)

第6 長期履修学生が規則第5条第2項に規定する期間の変更を希望する場合、長期履修期間変更申請書(様式2)を原則として変更後の修了予定日の6か月前までに教務委員会へ提出するものとする。審査手続きについては、前項の規定を準用する。なお、期間の変更は短縮のみとし、延長については認めないものとする。

(長期履修期間中に休学する場合の取扱い)

第7 長期履修学生が長期履修期間中にやむを得ず休学することに伴い、計画した履修期間の変更を希望する場合は、原則として休学開始までに長期履修期間変更申請書(様式2)を学務係へ提出するものとする。審査手続きについては、第5の規程を準用するが、教務委員会での審議は行わないこととする。なお、休学に伴う長期履修期間変更にあつては、第6の規程にかかわらず、期間の短縮又は延長を認めることができるものとする。

第8 休学に伴い長期履修期間を変更した者が復学する際、休学前に計画した長期履修期間を見直した上で変更を希望する場合は、原則として復学の日までに長期履修期間変更申請書(様式2)を学務係へ提出するものとする。審査手続きについては、第7の規定を準用する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則
この申合せは、令和5年4月1日から実施する。

様式1

長期履修申請書		
(和暦) 年 月 日		
徳島大学長 殿		
創成科学研究科生物資源学専攻 コース		
学生番号 署 名		
下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を希望したいので申請します。		
令和 年 月 入学	令和 年 月 修了予定	修業予定年数 年 月 日
申請理由		
履修計画		
※勤務先の所属長の承諾書(任意)を添付すること。		
指導教員署名		

様式2

長期履修期間変更申請書		
(和暦) 年 月 日		
徳島大学長 殿		
創成科学研究科生物資源学専攻 コース		
学生番号 署 名		
下記のとおり長期にわたる教育課程の履修の期間を変更したいので申請します。		
令和 年 月 入学	令和 年 月 修了予定	修業予定年数 年 月 日
変更理由		
履修計画		
許可済みの長期履修期間		
令和 年 月 入学	令和 年 月 修了予定	修業予定年数 年 月 日
指導教員署名		

徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学 専攻ティーチング・アシスタント実施要項

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

(趣旨)

第1 この要項は、ティーチング・アシスタント実施要項(平成6年文高大第316号文部省高等教育局長通知)に基づき、大学院創成科学研究科生物資源学専攻(以下「本専攻」という。)におけるティーチング・アシスタント(以下「T・A」という。)の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 T・Aは、優秀な大学院の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称は、T・Aとし、常時勤務する職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期雇用職員とする。

(職務内容)

第4 T・Aは、指導教員の了解の下、授業担当教員の指示を受けて、生物資源産業学部又は本専攻の学生に対し、開設授業科目の授業における実験、実習、演習等の学習指導補助業務を行う。

(採用等)

第5 T・Aの採用等は、次によるものとする。

- (1) 対象は、本専攻の優秀な学生とする。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。
- (3) 1人当たりの雇用時間は、学生の授業・研究に支障のない範囲内とする。
- (4) 1時間当たりの手当は、予算の範囲内において定められた算式により算出した額をもって時間給とする。

(勤務時間報告書)

第6 T・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に学務係に提出するものとする。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

気象警報等が発表された場合の授業の休講 措置に関する申合せ

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」(以下「警報」という。)又は特別警報(波浪特別警報を除く。以下同じ。)が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長(教養教育にあつては教養教育院長)、大学院にあつては各研究科長が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

中略

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

徳島大学休学許可の基準に関する申合せ

平成 25 年 7 月 17 日
大学教育委員会承認

1 この申合せは、学生の休学を制限するものではなく、学生にとってわかりやすい仕組みにすることを目的としている。

そのため、学生への制度の周知に際して、2 (1) ~ (10) の例示以外の理由であっても指導教員等に相談するよう促すなど、適切に周知するものとする。

2 徳島大学学則第 23 条及び徳島大学大学院学則第 23 条の規定に基づく休学の許可について、次の各号のいずれかに該当し、2 月以上就学できない者について休学を許可するものとする。

- (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
- (2) 学資の支弁が困難な場合（理由書）
- (3) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
- (4) 海外の教育・研究施設において修学する場合（受入先の証明書（写））
- (5) 自主的な海外留学や長期海外生活体験のための休学（理由書及び指導教員等の意見書）
- (6) 大学院における研究を継続するために必要な期間の休学（理由書及び指導教員等の意見書）
- (7) 勤務の都合（理由書）
（夜間主コース及び大学院各研究科の学生のみを対象とする。）
- (8) 出産又は育児に従事する場合（母子健康手帳の写し等）
- (9) 家族の看病又は介護をする場合（理由書）
- (10) 公共的な事業に参加する場合（受入先の証明書（写））
- (11) 医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第 18 条第 3 項第 7 号に該当する者が、大学院医科学研究科の博士課程に入学するとき
- (12) その他、上記以外の理由により休学を希望する学生が、指導教員等と相談の上、教授会においてやむを得ない理由であると認められた場合（理由書及び指導教員等の意見書）

3 2 (12) に示す「その他の理由」により休学の願い出があったとき、指導教員等はその内容に応じて学生の就学状況や学業成績、目的意識や心構えなどについて聴取して意見書を作成し、休学させても差し支えないと教授会で判断した場合は、必要に応じて指導を行った上で休学を認めることができるものとする。

4 入学前の休学手続きによる 4 月 1 日又は 10 月 1 日からの休学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き認めないものとする。

- (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
- (2) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
- (3) 勤務の都合（理由書）
（夜間主コース及び大学院各研究科の学生のみを対象とする。）
- (4) 学部、各研究科又は創成科学研究科各専攻の教授会が、当該学生の教育上極めて有意義と認めた場合（理由書）

5 学生から提出のあった理由書、診断書、各種証明書（写）等については、学長の許可を得る目的にのみ使用し、その取扱いについては細心の注意を払い、適正な管理と保護に努めるものとする。

6 休学の許可は、学部の教授会等で審議し、その内容を尊重して学長が決定する。

7 2 の例示について、追加や削除の必要が生じたときは、大学教育委員会において審議し、決定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成 25 年 7 月 17 日から実施する。
- 2 この申合せの施行日前に許可されている休学は、この申合せに定めるところにより許可されたものとみなす。
中略

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 録

1) 生物資源学専攻教員の一覧 (50 音順)

応用生命コース

教授	浅田元子	理工学部 機械棟 7階	719	Tel:088-656-9071	内線:4992
教授	宇都義浩	理工学部 機械棟 8階	821	Tel:088-656-7514	内線:4906
教授	中村嘉利	理工学部 機械棟 7階	720	Tel:088-656-7518	内線:4938
教授	長宗秀明	理工学部 化学生物棟 7階	707	Tel:088-656-7525	内線:4914
教授	松木均	理工学部 化学生物棟 6階	607	Tel:088-656-7513	内線:4900
准教授	岸本幸治	理工学部 機械棟 8階	817	Tel:088-656-5206	内線:5206
准教授	後藤優樹	理工学部 化学生物棟 6階	601	Tel:088-656-7515	内線:4902
准教授	白井昭博	理工学部 機械棟 8階	814	Tel:088-656-7519	内線:4915
准教授	田端厚之	理工学部 化学生物棟 7階	709	Tel:088-656-7521	内線:4922
准教授	玉井伸岳	理工学部 化学生物棟 6階	604	Tel:088-656-7520	内線:4901
准教授	友安俊文	理工学部 化学生物棟 7階	708	Tel:088-656-9213	内線:4923
准教授	山田久嗣	理工学部 機械棟 8階	820	Tel:088-656-7522	内線:4907
講師	鬼塚正義	理工学部 機械棟 8階	813	Tel:088-656-7408	内線:4913

食料科学コース

教授	金丸芳	総合科学部 3号館 3階	3N07	Tel:088-656-7268	内線:2437
教授	櫻谷英治	理工学部 化学生物棟 8階	803	Tel:088-656-7528	内線:4932
教授	田井章博	理工学部 化学生物棟 7階	710	Tel:088-656-7526	内線:4927
教授	田中保	総合科学部 3号館 3階	3N06	Tel:088-656-7256	内線:2411
准教授	赤松徹也	総合科学部 1号館 1階	1M15	Tel:088-656-9918	内線:4975
准教授	川上竜巳	総合科学部 3号館 3階	3N08	Tel:088-656-7247	内線:3660
准教授	佐々木千鶴	総合科学部 1号館 1階	1M13	Tel:088-656-7532	内線:4940
准教授	向井理恵	理工学部 化学生物棟 8階	822	Tel:088-656-9917	内線:4974
准教授	山本圭	理工学部 化学生物棟 8階	820	Tel:088-656-9916	内線:4973
講師	栗飯原睦美	総合科学部 3号館 3階	3N05	Tel:088-656-5201	内線:5201
講師	林順司	総合科学部 1号館 1階	1M16	Tel:088-656-7332	内線:5203
講師	阪本鷹行	理工学部 化学生物棟 8階	801	Tel:088-656-4936	内線:4936

生物生産システムコース

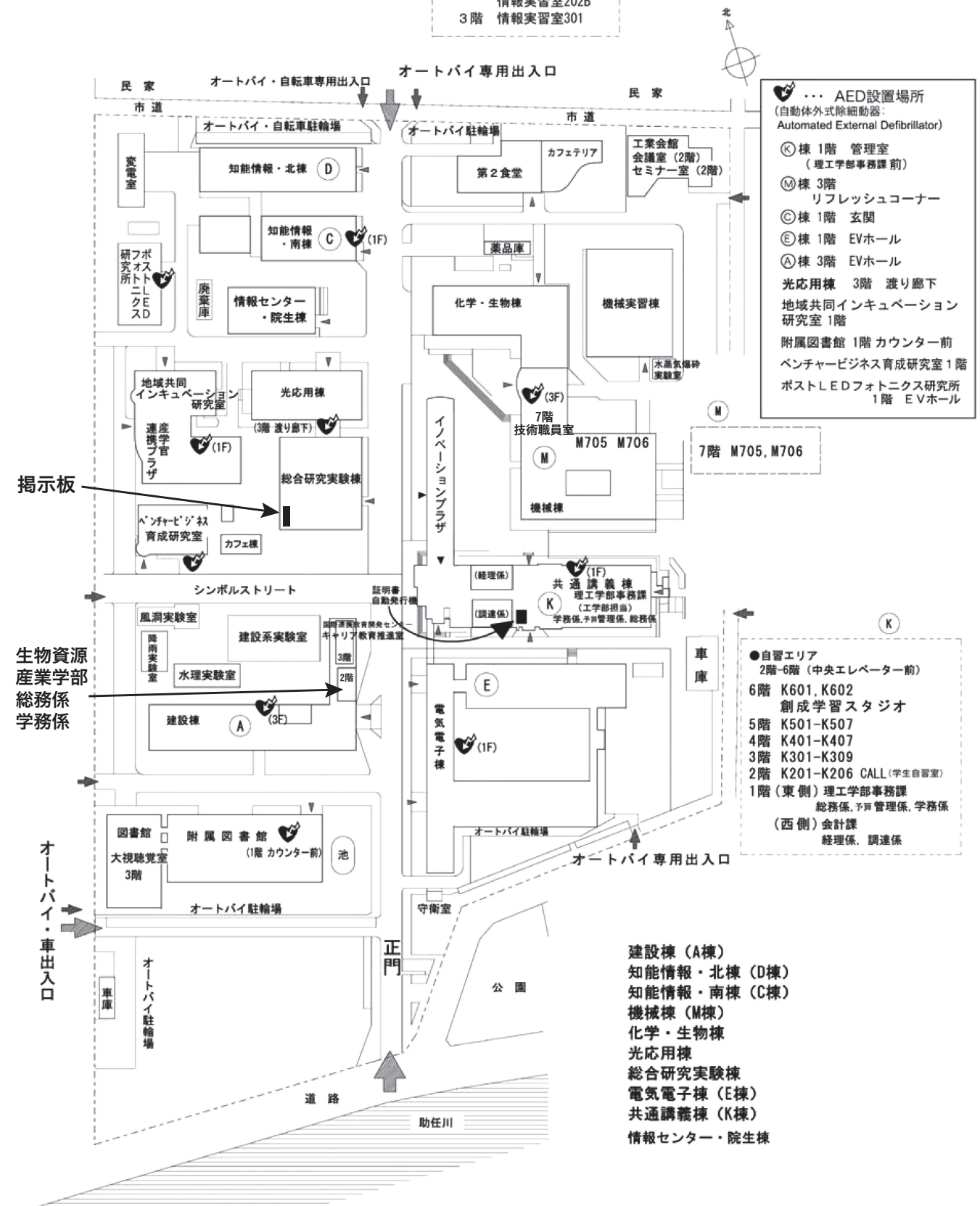
教授	刑部敬史	理工学部 総合研究実験棟 2階	205	Tel:088-656-9310	内線:4422
教授	音井威重	附属農場 農場事務・研究棟 2階		Tel:088-635-0963	
教授	竹本龍也	先端酵素学研究所B棟3F発生生物学分野		Tel:088-633-9160	内線:蔵本9160
教授	中澤慶久	サテライトベンチャービジネスラボ 4階		Tel:088-656-9913	内線:5205
教授	服部武文	新野キャンパス		Tel:0884-49-1102	
教授	浜野龍夫	総合科学部 3号館 3階	3N04	Tel:088-656-7271	内線:3633
教授	三戸太郎	附属農場 農場実習・研究開発棟 1階		Tel:088-635-3012	
教授	森松文毅	附属農場 農場事務・研究棟 2階		Tel:088-635-8406	
准教授	岡直宏	サテライトベンチャービジネスラボ 4階		Tel:088-656-5200	内線:5200
准教授	佐藤征弥	総合科学部 3号館 3階	3N03	Tel:088-656-7222	内線:3630
准教授	宮脇克行	附属農場 農場実習・研究開発棟 2階		Tel:088-635-3011	
准教授	山城考	総合科学部 1号館 1階	1M20	Tel:088-656-7257	内線:2412
准教授	山村正臣	新野キャンパス		Tel:0884-49-1103	
講師	石丸善康	サテライトベンチャービジネスラボ 4階		Tel:088-656-7530	内線:4934
講師	橋本直史	総合科学部 1号館 3階	3M06	Tel:088-656-5204	内線:5204
講師	平田真樹	附属農場 農場事務・研究棟 2階		Tel:088-635-8405	
講師	山田晃嗣	理工学部 総合研究実験棟 2階	205	Tel:088-656-9310	内線:4422
講師	渡辺崇人	附属農場 農場実習・研究開発棟 2階		Tel:088-635-3011	

※なお、常三島・蔵本地区間の学内通話は次のとおりである。
常三島地区へは「82 - 内線番号」
蔵本地区へは「83 - 内線番号」

生物資源学専攻教員のメールアドレス等連絡先は、「オフィスアワー一覧表」でも確認できます。

生物資源産業学部 HP トップページ (<https://www.bb.tokushima-u.ac.jp/>) → キャンパスライフ → オフィスアワー

情報センター・院生棟
 2階 情報実習室202A
 情報実習室202B
 3階 情報実習室301



- AED設置場所
 (自動体外式除細動器: Automated External Defibrillator)
- Ⓚ 棟 1階 管理室 (理工学部事務課前)
 - Ⓜ 棟 3階 リフレッシュコーナー
 - ⓐ 棟 1階 玄関
 - ⓔ 棟 1階 EVホール
 - ⓐ 棟 3階 EVホール
 - 光応用棟 3階 渡り廊下
 - 地域共同インキュベーション研究室 1階
 - 附属図書館 1階カウンター前
 - ベンチャービジネス育成研究室 1階
 - ポストLEDフォトニクス研究所 1階 EVホール

- 自習エリア
 2階-6階 (中央エレベーター前)
- 6階 K601, K602 創成学習スタジオ
 - 5階 K501-K507
 - 4階 K401-K407
 - 3階 K301-K309
 - 2階 K201-K206 CALL (学生自習室)
 - 1階 (東側) 理工学部事務課 総務係, 予算管理係, 学務係
 - (西側) 会計課 経理係, 調達係

- 建設棟 (A棟)
- 知能情報・北棟 (D棟)
- 知能情報・南棟 (C棟)
- 機械棟 (M棟)
- 化学・生物棟
- 光応用棟
- 総合研究実験棟
- 電気電子棟 (E棟)
- 共通講義棟 (K棟)
- 情報センター・院生棟

